資料１－２

第１回リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会（平成２６年５月２３日開催）提出資料

・リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会設置要領（資料１）

・これまでの企画等専門調査会での意見（資料２）

・食品安全行政とリスクコミュニケーション（資料３）

・食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組実績（資料４）

・「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成１６年７月　食品安全委員会）（参考資料１）

・「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成１８年１１月　食品安全委員会）（参考資料２）

第１回　リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会

日時：平成 26 年 5 月 23 日（金）14:00～16:30

場所：食品安全委員会中会議室

＜議事次第＞

１　開会

２　設置趣旨説明

３　座長の選出

４　勉強会メンバー自己紹介

５　これまでの企画等専門調査会での意見について

６　講義「食品安全行政とリスクコミュニケーション」（国際食品コンサルタント　山田友紀子氏（前農林水産省技術総括審議官））

７　食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組実績

８　閉会

＜配付資料＞

資料１　リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会設置要領

資料２　これまでの企画等専門調査会での意見

資料３　食品安全行政とリスクコミュニケーション

資料４　食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組実績

参考資料１　「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成１６年７月　食品安全委員会）

参考資料２　「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成１８年１１月　食品安全委員会）

第1回　リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会　座席表

平成26年5月23日（金）
14：00～16：30
食品安全委員会　中会議室

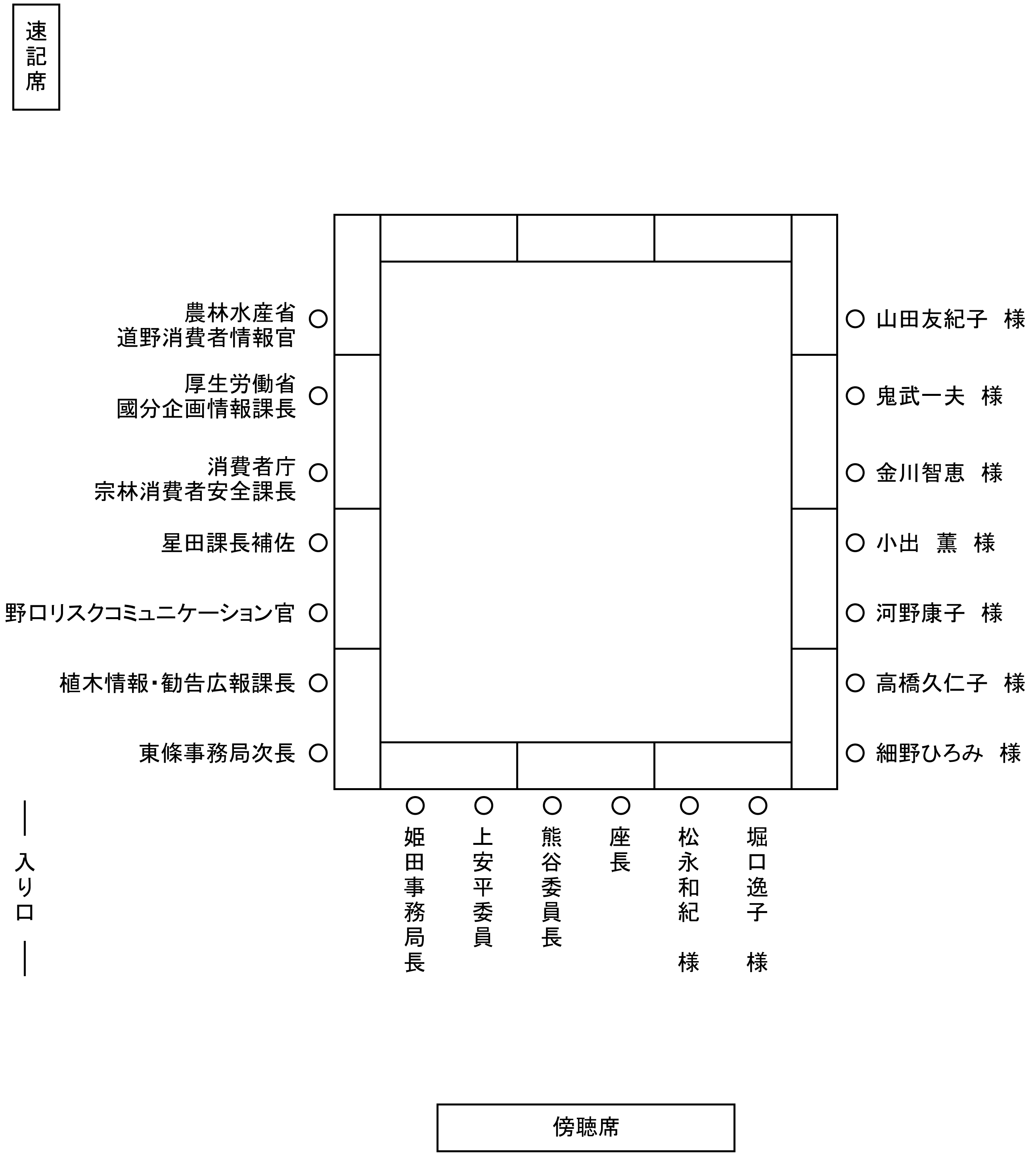

資料１

リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について

（平成２６年５月１３日食品安全委員会決定）

１　趣旨

平成１５年に成立した食品安全基本法において、食品安全行政に国民の健康保護を優先するリスクアナリシス（リスク分析）の考え方が導入された。

リスクコミュニケーションは、同法第 13 条における「関係者相互間の情報及び意見の交換を図るための措置」として、リスク評価、リスク管理とともに、リスクアナリシス（リスク分析）を構成する重要な要素のひとつである。

食品安全委員会においては、これまで、食品健康影響評価の結果に関する意見交換会、講演会等への講師派遣、季刊誌の発行、メールマガジンの配信等の様々な手段によってリスクコミュニケーションの促進に取り組んできたところである。

しかしながら、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの意義、目的、目的を達成するために必要な方法等は必ずしも確立されておらず、食品安全委員会の新たな 10 年に向けて、より適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを推進していくためには、今一度、基本に立ち返り、リスクコミュニケーションのあり方を検討することが必要である。

このため、今般、食品安全委員会の下に、「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を設置する。

２　構成及び運営

（１）勉強会は、委員長の指名する者（別紙。以下「勉強会メンバー」という。）により構成する。

（２）勉強会に座長を置き、勉強会メンバーの互選により選任する。

（３）座長は勉強会の会議を招集し、議事をつかさどる。

（４）座長に事故があるときは、勉強会に属する勉強会メンバーのうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（５）座長が必要と認めた場合には、勉強会の会議に勉強会メンバー以外の有識者の参加を求めることができる。

（６）勉強会の会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成１５年７月１日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。

（７）勉強会の検討の結果は、食品安全委員会に報告する。

３　その他

上記に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、座長が勉強会に諮って定める。

リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会メンバー

有路昌彦	近畿大学農学部水産学科准教授
鬼武一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部部長
金川智恵	追手門学院大学経営学部教授
小出　薫	株式会社明治特別顧問
河野康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
高橋久仁子	群馬大学名誉教授（教育学部）
夏目智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
細野ひろみ	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
堀口逸子	長崎大学広報戦略本部准教授
松永和紀	科学ライター

（敬称略）

資料２

これまでの企画等専門調査会での意見

第８回企画等専門調査会（平成２５年１１月２８日開催）
第９回企画等専門調査会（平成２６年１月３１日開催）

１　リスクコミュニケーション全般論

（全般）

・食品安全委員会が行った評価の情報を、いかに国民に届けるかということが、非常に重要なことで、最終的には消費者が正しい情報を理解して納得して選択できるようにならないといけない。

・これまでリスクコミュニケーションに取り組んできて、リスクコミュニケーションという言葉は随分浸透してきたが、実際、それがどのように機能しているのかというのがなかなか見えにくいと思っている。

・関心はあるがあまり知識がないという方に、どのような情報を、どのように提供したら正しく理解し行動してもらえるのかということを具体的に考えていく必要があると思う。

（消費者教育）

・消費者に正しく理解してもらうのが大命題であり、リスクコミュニケーションを通じて消費者が教育されることはあるだろうが、リスクコミュニケーションは消費者教育とは別物と考えるべき。

・食品の安全は、リスクコミュニケーションによって教育するというよりも、消費者教育という範疇で学ぶようにしていくべきと考える。

（リスク評価書）

・現在の食品安全委員会のリスク評価書は、リスクマネジメントを行う事業者にとって非常に役に立つものであるが、これが一般の消費者の役に立つものにするためには、もう一段の工夫が必要と思っている。

２　情報発信

（全般）

・食品の安全に関わる正しい情報が一般の消費者に届いて納得してもらうには信頼関係も必要だし、一朝一夕にできるものではないだろうが、リスクコミュニケーションの取組として、ｅーマガジンの読み物版とか連続講座とか、消費者に科学的知見を届けようとする努力をしており、去年よりも前進していると評価する。

・ここに行けば、今話題のものについて正しい情報にアクセスできるというプラットホームみたいなものが必要ではないか。

・地域住民に伝えるには都道府県を活用した方がよい。

（機動的な発信）

・トランス脂肪酸についてはＦＤＡの情報が報道された段階で、ＨＰ等で情報発信していたが、もっと積極的に対応しても良かったのではないか。

（メルマガの読み物版）

・メルマガの読み物版はもっと広めていくべき。

（英文ジャーナル）

・英文電子ジャーナルをつくったが、非常によい活動。これからも積極的に海外に情報発信してもらいたい。

３　情報把握・分析

・食品安全委員会として、正しい情報を発信し続けるのは非常に大事で着実に進んでいるとは思うが、メディア情報はどのようなところから収集して蓄積しているのか。提供している情報の内容と、実際に流布されている情報の内容の差異について分析してみるのも必要なのではないか。

４　ネガティブ情報への対応

・これまでのリスクコミュニケーションの活動をみていると、正しい情報をより多くの消費者に伝えるということに活動が特化しており、ネガティブ情報に対する対応について十分でないのではないか。ポジティブ情報提供のみでは、対処療法に過ぎない。ネガティブ情報を直接叩くことは難しいにしろ、情報の把握や流通プロセスの解明、分析といったことは行うべき。

・ネガティブ情報が流れる前に先手を打って正しい情報を流すことも有効。そのためには、日頃から記者とのつながりが重要。ネガティブ情報にはどのように対処するのか、日頃のモニタリングと緊急時の対応の体制、そのための準備をきちんと整備しておく必要がある。

・ネガティブ情報は以前に比べて減ってきているかもしれないが、レベルの低いものも含めてまだまだたくさんある。ネガティブ情報の内容や発信源は把握すべき。

５　リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会関係

（全般）

・これまでの取組をしっかり総括して、今後に向けて皆で智恵を出し合って行けたらよいのではないかと思う。

（戦略）

・リスクコミュニケーションの戦略論については、一回じっくり議論できる場があるとよい。

・リスクコミュニケーションには、手法も大事であるが、戦略が最も重要。

勉強会では、改善の方向性にとどまらず、食品安全委員会として具体的なリスクコミュニケーションの戦略を議論したらよいのではと考える。

（成果のイメージ）

・消費者のみならず事業者も含めたステークホルダー間での議論を食品安全委員会としてどのような手法でどのように進めていくのか、本勉強会で議論できたらいいのではないかと思う。

・いろいろリスクコミュニケーションに取り組んできているが、一般の消費者や事業者にもっと浸透しなければならないと思っている。この勉強会では、実際に現場で使えるような具体的な成果が議論されればよいと思う。

（討議に含める事項）

・この勉強会では、どこまでを議論するのかゴールをイメージして取り組んだ方がよい。例えば、誤った情報への対応をどうするかといった具体的なことについての対処方法についても議論できればよい。

・本勉強会では、フードテロやクライシスコミュニケーションについても議論していくこととなるのか。平常時のリスクコミュニケーションと対応方法も異なってくると思うが、その点についても議論できたらよいのではないかと思う。

・自分から積極的に情報を収集しない人たちに対して、どのように周知するのかということも議論する必要があるのではないか。

（対象とする者等）

・勉強会の成果の受け手として、一般の消費者を対象に考えるのか、リスクマネジメントを行っている事業者を対象に考えるのか、予めよく考えておいた方がよい。

・リスク評価者としての立場はあるだろうが、この勉強会では、消費者にも役に立つリスクコミュニケーションの議論をしてもらいたい。

・リスクマネジメントを行っている事業者も勉強会のメンバーに加えてもらいたい。

６　その他

・連続講座を生産者向けに実施してもらいたい。

・連続講座の内容は、ＤＶＤにして地域で使えるようにしたらよいのではないか。

（資料３）

食品安全行政
と
リスクコミュニケーション

山田　友紀子

(1)

演者の経歴

- 大学で食品工学を専攻(実際は生化学)
- 企業に半年
- 大学院で農学博士号取得
- 大学教員12年
- Codex事務局7年半
- 食品総合研究所(2000.10-2005.1)
- 農水省消費・安全局(2005.1-2011.7)
- 農水省技術総括審議官(2011.8-2013.3)
- 現在、国際食品安全コンサルタント

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 2

(2)

演者とリスクアナリシス

- 1987：初めてリスクアセスメントについて聞く
- 1993：Codex事務局に。同年、Codexでリスクアセスメントについて本格的に対応開始
- 2001-2006：リスクコミュニケーション研究
- 2002-2005：新規環境・技術リスクへの社会的ガバナンスの国際比較研究(食品安全)
- 2003-2013：食品中の残留農薬暴露評価手法研究
- 2001-：FAO/WHO合同残留農薬専門家会合(JMPR)評価者(2002-　メンバー)
- 2001-：食品安全に関するCodex部会に参画
- 2005-：食品安全・リスクアナリシスについて招待講演

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 3

(3)

食品の安全性に関する勘違い

- 自分の国で生産した食品が世界一安全で高品質
- 自然由来の物質は安全
- 「天然」と書いてあるものは、そうでないものより安全
- 合成化学物質はみな危険
- 有機農産物や無農薬農産物は安全
- 賞味期限が1日でも過ぎていれば危険
- 微生物汚染や天然毒物汚染より農薬汚染や食品添加物使用の方が危険
- 冷蔵庫に入れておけばずっと安全
- DNAを食べたら危険
- アレルギーを起こす物質とそうでない物質は違う

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 4

(4)

安全は量の問題

- どんな物質・食品も毒になりうる：量の問題
- 物質や食品が安全かどうかは、摂取量や吸収量と、それぞれの毒性による
  - 生命の維持に必要な物質でも大量に摂ると健康に悪影響：　水、酸素、ビタミンA、鉄など
  - つまり、どんな量や濃度においても安全なものはない← 「安全」な食品を作らなくても良いということではない；摂取するレベルで安全を保証

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 5

(5)

どちらでしょう？

- 食品の安全性は
  1.政府の責任
  2.生産者や製造者の責任
  3.販売者の責任
  4.上記三者の責任
  5.消費者にも責任
- 消費者が買うものを生産
- 微生物については家庭での取り扱いが重要

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 6

(6)

安全↔安心

- 安全かどうかは科学的評価で決まる(客観的)
- 安心できるかどうかは心理的なもの(主観的)
  - 安全と証明されても安心できない場合も、安全と証明されていなくても安心できる場合もある。
  - 例、GMO, ご近所が作った野菜、フランスの未殺菌の牛乳から作ったカマンベールなど
- 絶対的に(どんな状態であっても、どんな量を摂取しても)安全な食品はあり得ない。

→安全な食品＝安心できる食品への努力(信頼・信用を高めることから)

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 7

(7)

食品の安全性に関する信頼

- 信頼性が失われる原因は、食品の安全性に関する問題だけ？
- 姿勢、モラルに対する疑念
- 事故が起きたときの対応
  - 責任を認められるか？(言い逃れはだめ！)
  - 相手側(例、被害者)の気持ちを汲んでいるか？
  - きちんと説明できているか？
  - 改善策を打ち出せるか？
- 信頼を築くには時間がかかるが、失うのは一瞬

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 8

(8)

食品安全行政ー世界的傾向

- 重要な政治課題の一つ
- 消費者保護が第一！ 農業保護や産業保護も
  - 食糧の確保はきわめて重要(日本では飢餓の心配はないが)
- 組織的、統合的な対応が必要
  - 関係省庁間
  - 利害関係者間の意見・情報
- 食品安全行政を担当する機関の創設や強化(科学者・技術者の行政への活用: 日本と大きく異なる)

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 9

(9)

食品安全行政ー世界的傾向

- フードチェーン(一次生産から消費)全体にわたって、必要に応じて措置をとる
  - 特に生産段階における安全管理が、最終産物の管理より重要 ⇦ 実際の食品事故の原因が生産段階にあることが多い
- 科学的データに基づく政策ーリスクアナリシスの実施 (多くのデータが必要)
- 微生物汚染の防止に力を注ぐ

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 10

(10)

世界貿易機関(WTO)の衛生と植物防疫措置に関する協定

- WTO加盟国の食品の安全性に関する措置は:
  - 充分な科学的根拠に立脚していなければならない(第2.2項)
  - もしCodexの規格が存在するならば、それに基づいていなければならない (第3.1項)
  - 関連国際機関によって確立されたリスク評価の手法を使った、人へのリスクの評価に基づいていなければならない(第5.1項)

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 11

(11)

リスクとは？

- 将来起きるかもしれない損失(必ず起きるかどうかはわからない)、または損失や危害が起きる可能性
- リスクはあると考える ー 高低、大小
- 分野や目的によっていろいろな定義
- 日本語にはなかった用語
  - 「危険」や「危険性」とは言えない？
  - 日本語ではどちらも「危険」だが、英語ではriskとdangerは、使い分けられている。

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 12

(12)

リスクとは？

- リスクはあると考える　ー　高低、大小

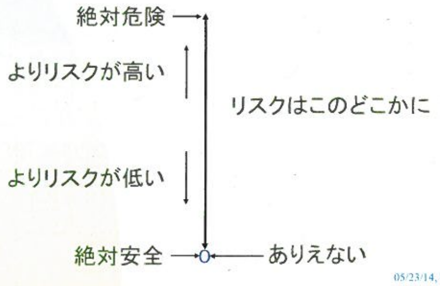

(13)

リスクアナリシス

- 国民又はある集団がハザードにさらされる可能性がある場合、その状況をコントロールするプロセスのことをいう
- リスクアセスメント（どれだけリスクがあるかを推定し）、リスクマネージメント（リスクを低減するための措置をとる）、リスクコミュニケーション（その際リスクについての情報・意見を交換する）の3要素からなる

可能な範囲で事故を未然に防ぐ、リスクを最小にする等を目的

(14)

食品の安全性に関するハザードとリスクの定義

- ハザード: 健康に悪影響をもたらす可能性を持つ食品中の生物学的、化学的または物理学的な物質・要因、または食品の状態をいう。

例:　生産、製造中に使用されるもの、生産、製造、貯蔵流通中に機械、器具、接触物体や環境から汚染する物質など：微生物、化学物質、放射能など

目に見えたり、機器を使って測定できりする。

(15)

食品の安全性に関するハザードとリスクの定義

- リスク: 食品中にハザードが存在する結果として生じる健康への悪影響の確率とその程度の関数である。
  - 目に見えるものではない
  - どちらかというと数学的概念
  - 統計的または実証的
- ハザード、リスク、健康への悪影響を区別

(16)

リスクアナリシスの枠組み（国際的合意）

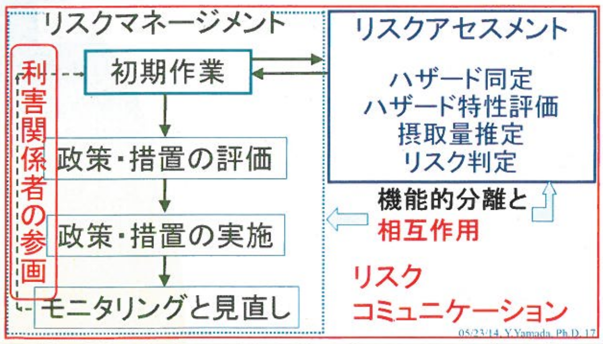

(17)

Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the Codex Alimentarius

47. Should ensure effective communication and consultation with all interested parties throughout the risk analysis(リスクアナリシスを通してコミュニケーション)

50. Should be functional separation of risk assessment and risk management, in order to ensure the scientific integrity of the risk assessment, to avoid confusion over the functions to be performed by risk assessors and risk managers and to reduce any conflict of interest. However, it is recognized that risk analysis is an iterative process, and interaction between risk managers and risk assessors is essential for practical application. (機能的分離と相互作用)

(18)

Codexによれば

- Statements of Principle Relating to the Role of Food Safety Risk Assessment
  - 3. There should be a functional separation of risk assessment and risk management, while recognizing that some interactions are essential for a pragmatic approach.
  - 4. … risk characterizations should be presented in a readily understandable and useful form.
- リスク評価者とリスク管理者との関係

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 19

(19)

リスクアナリシスに関する Codexの勧告

- Codex委員会用 *(Procedural Manualに掲載):*
  - 定義:Definitions of Risk Analysis Terms Related to Food Safety
  - "Statements of Principle Relating to the Role of Food Safety Risk Assessment"
  - "Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of Codex Alimentarius"

(20)

- Codex部会用
  - Risk Analysis Principles Applied by the by the Committee on Food Additives
  - Risk Analysis Principles Applied by the Committee on Contaminants in Foods
  - Risk Analysis Principles Applied by the Committee on Pesticide Residues
  - Risk Analysis Principles Applied by the Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods
  - Risk Analysis Principles and Procedures Applied by the Committee on Food Hygiene

(21)

- Nutritional Risk Analysis Principles and Guidelines for Application to the Work of the Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses
- Policy of the Committee on Contaminants in Foods for Exposure Assessment of Contaminants and Toxins in Foods or Food Groups
- Criteria for the Prioritization Process of Compounds for Evaluation by JMPR
- Risk Assessment Policy for the Setting of Maximum Limits for Residues of Veterinary Drugs in Foods

(22)

- 加盟国向け
  - Working Principles for Risk Analysis for Food Safety for Application by Governments (2007)
  - 個別の食品または食品群用

(23)

リスクコミュニケーションの定義 (Codex)

- リスクアナリシスの全過程において、リスクそのもの、リスク関連因子や認知されたリスクなどについて、リスクアセスメントやリスクマネージメントに携わる人、消費者、産業界、学界や他の関係者の間で、情報や意見を交換する

Communication

co-: 一緒に、共同して、お互いに、共通して、の意

Y.Yamada 6/03

(24)

リスクコミュニケーション

- リスクコミュニケーションそのもの
  - 政策の説明や教育啓蒙活動(学校、生産者、食品の取扱者、家庭など)など
- リスク管理の不可欠の要素
  - リスク管理のすべての段階における利害関係者の参画
    - パブリックコメント
    - 公聴会
    - 委員会
    - その他

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 25

(25)

リスクコミュニケーション

- リスクコミュニケーション一重要
- 全ての関心あるグループ間
  - リスク評価者、リスク管理者
  - 政府関係者、科学者、消費者、産業界、報道
- 教育啓蒙活動も重要
  - 大学を含む学校、生産者(農業、漁業従事者も含む)、食品の取扱者、家庭
- 情報公開一透明性確保
- 一般に、情報量と信頼度は比例する

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 26

(26)

リスクコミュニケーションの重要性

- 食品基準庁(FSA:イギリス)の委員長 Sir John Krebsのスピーチ(2002年12月)
  - 1996年以来情報提供に力をいれている
  - 科学的事実を知らせれば、納得してもらえると思っていたが、そうではなかった
  - FSAの設立以来、消費者第一の政策
  - 消費者の懸念をリスクアナリシスや政策に取り入れるよう努力 ⇐ リスクコミュニケーション
  - 政策決定過程の透明性確保

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 27

(27)

リスクコミュニケーション以前の前提

- 科学だけが客観的な事実を提供する
  - 科学的判断には間違いがない?科学の進歩は?
- 科学・技術的専門家だけが「正しい」リスク評価ができる
  - 消費者がどうリスクを感じるか、については?
- 大衆はリスク情報の受け手である。もし大衆がリスク問題について学んでくれれば、リスク情報を理解し、受け入れるだろう
  - 大衆が情報提供者を信用しなければ?

Dr Richard Williams

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 28

(28)

リスクコミュニケーション

- 政府・生産者・製造者は消費者をリスクアナリシスのパートナーとみなす
- 対象(消費者、科学者、製造者等)によって、理解しやすい用語や適切なコミュニケーションの手法を選ぶ
- 相手の立場を理解する
- 正直、率直、オープンかつ明瞭に
- 報道関係者のニーズに合った形で情報を提供(科学的事実は曲げない)

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 29

(29)

リスクコミュニケーション

- ただ情報を出すだけではコミュニケーションとはいえない
  - 困難さや不確実性についても説明
  - 情報、意見を交換
  - 他の利害関係者のニーズを知る⇨反映
  - 情報の受け手に理解できるように
    受け手が理解できない場合、受け手の責任ではなく、出し手の責任である。
  - 何を、どのように:どういうメッセージを伝えたいのか

$\boxed{\text{相手に合わせて文書作成または説明せよ!}}$

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 30

(30)

リスクコミュニケーション

- 問題の解決法ではない
  - 問題解決法を決定する助けとなる
  - 「解決法」が受け入れられやすい
  - 利害関係者の信頼・信用の確立
- 「安全である」と宣伝することではない
  - 一部ではある
  - リスクを知らせる
  - 意見・情報の交換
- 説得ではない

お互いに納得

信用・信頼⇨安心

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 31

(31)

リスクコミュニケーション

- 説明 << コミュニケーション
- whatやwhoより、howやWHYが本当は重要
- リスクコミュニケーション

⇐リスクについて理解する能力

⇐コミュニケーション

⇐人間関係を円滑に

⇐マナーや礼儀

技術や手法より意識や心の問題が大。想像力も必要

(32)

- 「消費者に~~軸足~~を置いた政策」
  - これでは、消費者を足蹴にしているように見えた
- スローガンから実施へ！

  「消費者の立場」や「消費者の目線」
- 実施によって、信頼獲得へ

(33)

リスクコミュニケーション

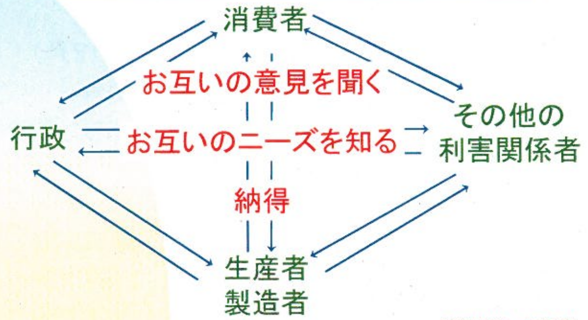

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 34

(34)

データの公表

- 公表が原則一公共の不利益になるときは別
- データの公表
  - 母集団を反映しているのか？
    - サンプリング法は正しいか？
  - 何が目的で分析しているのか？
    - 経口摂取の推定、環境汚染の程度
  - 分析値の信頼性は？
  - 正しい統計処理ができているか？
  - データが何を意味しているのか？
  - Negative dataも重要

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 35

(35)

認知されたリスクと実際のリスク

- 正しい情報量が少ないほどリスクは大きく認知され、実際のリスクとの差が大きくなる
- 自分でコントロールできると考えるハザードについてはリスクは実際より小さく認知される
- 利益が明らかなほど、リスクは小さく認知される
- 自然由来のハザードに由来するリスクは合成化学物質などのリスクより低く認知されたり、受け入れられやすい
- 未知と思われるハザードに由来するリスクは、すでに知られているもののリスクより大きく感じられる

(36)

認知されたリスクと実際のリスク
（左側が実際よりリスクを大きく感じがち）

- 情報量小⇔情報量大
- 未知（新技術を含む）⇔既知
- 他人がコントロール⇔自分がコントロール
- 利益が不明⇔利益が明らか
- 影響が不公平⇔一律に影響（ベネフィットも）
- 大規模な被害⇔小規模な被害
- 合成物質⇔自然由来
- 科学的不確実性が高い⇔不確実性が低い

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 37

(37)

リスクコミュニケーション

- 本当ですか?理由は?
  消費者にリスクについて話をするのは、彼らを不必要に警戒させるだけである
- No!
- 消費者が、心配や気がかりなことを述べる機会を持つことによって、不必要に警戒したり、パニックに陥る可能性を減らす

(38)

リスクコミュニケーション

- 本当ですか?理由は?
  食品の安全性に関する問題が解決するまで、コミュニケーションはしないほうがよい
- No!
- リスク管理措置案についての情報を公開し、それについて検討する。
  関係のあるグループやコミュニティーをリスク管理の過程に参加させる。

(39)

リスクコミュニケーション
べからず集

- 専門用語を説明なしに使う、詳しすぎる説明
- 否定的な用語や文の使用：肯定的にせよ
- 口頭説明に依存：視覚に訴えよ
- 抽象的な説明：例を挙げよ
- 個人や団体を攻撃：問題点を攻めよ
- できない約束をする
- リスクと便益を一緒に述べる、コストを強調する
- 自分の責任を他に押し付ける

(40)

食品の安全性に係わる
リスクコミュニケーション：CFSANの教訓＊

- 十数年前ですら大切と思われていなかった。

＊Dr Richard Williams, CFSAN, FDAによる
（CFSAN: 食品安全応用栄養センター）

- しかし、環境に由来する健康リスクのコミュニケーションでは：
  1993年
  Center for Disease Control and Prevention
  リスクコミュニケーションプログラムの評価法を作成

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 41

(41)

実施前に決定するべきこと

- 誰と?
- 対象がどれだけ知っているか？どうして知ったか？何を知りたいか？
- どうやってあなたが欲しい情報や、参加者が持っている情報を得るか？
- どのようにして情報を伝えるか？
- いつ？

もっとも難しい

Dr Richard Williams

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 42

(42)

市民の懸念にたいして

- 可能なら、選択の余地があるようにする
- 不確実性があることを認める（注意を払うこと）
- 専門家の意見の相違は、不確実性についてである場合はそれを説明
- コントロールを分担して行う
- すべての関係者を対等に丁寧に扱う
- 懸念や苦情を真剣に取り扱う
- 市民の知識、態度などを知る

情報を早く出す

市民の不安と専門家の見解は違う

Dr Richard Williams

(43)

- 利害関係者の認識と専門家の認識が違う場合
  - 教育啓蒙活動とコミュニケーションを行う
- 意思決定の過程が利害関係者に知られている場合（＝透明性が高い）
  - より経済効率の高い決定ができる

Dr Richard Williams

(44)

関係者

- すべての関係者（政府内組織、産業界、学界、消費者（団体）、外国政府など）と相互作用を持つ➔首尾一貫したメッセージ
- 関係者が何を目的として活動しているのかを知る
- 極端に違う意見を持つ人々すべてを満足させることはできない
  - これらの人を一緒に集めて、お互いの意見を聞く機会を作る。
  - 意思決定の過程を明らかにする（意見に対して必ず応答）

Dr Richard Williams
05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 45

(45)

いつコミュニケートするのか？

- ルール作成の前、最中、後
  - 可能な限り多く
- マスコミのインタビュー
- 専門的な文書
- 業界や消費者との会合
- 裁判や国会での証言
- 検査
- 国際会議　　　　など

Dr Richard Williams
05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 46

(46)

実施

- 国民をrisk analysisのパートナーとみなす
- Communicationをするにあたってじっくり計画を練る－対象によって異なる方法や用語が必要
- 国民の心配をよく聞く
- 正直、率直そしてオープンに
- 他の信頼できる源、情報提供者などと協力
- 報道のニーズに答える
- はっきり明瞭に話し、共感を示す

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 47

(47)

CFSANの結論

- 早い時期から、たびたびコミュニケート
- グループを除外しない
- 常に事実に基づく
- 各種の団体がお互いの意見を聞けるように
- 計画的コミュニケーション
- フォローアップ、とくにメッセージの評価
- 意思決定の過程が透明であるよう
- 正直であることにより信頼を保つ
- 論議を呼びそうな問題のリストを作り、一人ずつを割り当てる
- 首尾一貫したメッセージ

Dr Richard Williams

(48)

農林水産省の取組

- 最初のBSE問題以降
  - 消費・安全局の設置
  - 意識改革：消費者の視点で
    - リスク管理者はリスクコミュニケーターでもあれ
  - 能力養成：専門家研修、若手研修(人事も含め)
  - リスク管理の標準手順書でリスクコミュニケーションを位置付け、リスク管理過程で実施
- 問題点
  - 科学的能力とコミュニケーション能力の両方必要
  - 日本の官庁を変えるのは困難
  - 「リスクコミュニケーション」を使えない

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 49

(49)

読んだ人はどのように考えるでしょう?

- 「鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

  (中略)

  念のため、A国からの鶏肉の輸入を制限します。

  (後略)　　　　　　食品安全局」

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 50

(50)

残留農薬基準値を超過すると危険か？

- 農薬Aの残留基準値

葉菜B	2 ppm
葉菜C	0.01 ppm

(1 ppmは1キロ中に千分の1グラム)

- 葉菜Xが、農薬Aを1 ppm含有すると？
  葉菜Bなら販売可能
  葉菜Cなら100倍の法律違反→販売不可
- 元来、農薬の残留基準は、安全基準ではなく、規則に従って農薬を使用したかどうかの基準
- 暴露評価によってリスクを推定（急性毒性は？）

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 51

(51)

基準値以上の濃度のCdが検出されたら

- Σ（濃度　x　消費量（平均））　＝　Cdの摂取量
- PTWIより十分低ければ懸念の必要はない
- たとえ超えていても、一度や二度基準値以上の濃度のCdを含む食品を食べても健康に悪影響が出る可能性はごく低い（慢性毒性）
- ただし、短期の高濃度摂取で健康に悪影響が出るハザードの場合は別の考慮が必要

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 52

(52)

リスクコミュニケーション今後の課題

- 政府：意識改革。専門家の養成も
- 消費者：知識、経験の蓄積；勉強の必要
- 生産者・産業界：如何に一般大衆にわかりやすく説明するか？適切に責任を認める
- 流通業界：単に消費者に迎合せずに、本当に安全なものを供給するよう努力（経済原理には反するかも）
- 科学者：如何にわかりやすく説明するか？社会のニーズにも敏感に
- 報道：センセーショナルな記事を狙わず、正確に報道

Y.Yamada 7/03

(53)

参考資料

05/23/14, Y.Yamada, Ph.D. 54

(54)

Risk Communication (Working Principles)

- Risk communication should:
  - promote awareness and understanding of the specific issues under consideration during the risk analysis;
  - promote consistency and transparency in formulating risk management options/ recommendations;
  - provide a sound basis for understanding the risk management decisions proposed;
  - improve the overall effectiveness and efficiency of the risk analysis;

(55)

- strengthen the working relationships among participants;
- foster public understanding of the process, so as to enhance trust and confidence in the safety of the food supply;
- promote the appropriate involvement of all interested parties;
- exchange information in relation to the concerns of interested parties about the risks associated with food; and respect the legitimate concern to preserve confidentiality where applicable.

(56)

- Risk analysis should include clear, interactive and documented communication, amongst risk assessors and risk managers and reciprocal communication with all interested parties in all aspects of the process.
- Risk communication's major function should be to ensure that all information and opinion required for effective risk management is incorporated into the decision making process.

(57)

- Risk communication involving interested parties should include a transparent explanation of the risk assessment policy and of the assessment of risk, including the uncertainty. The decisions taken and the procedures followed to reach them, including how the uncertainty was dealt with, should also be clearly explained. It should indicate any constraints, uncertainties, assumptions and their impact on the risk analysis, and minority opinions that had been expressed in the course of the risk assessment

(58)

Involvement of Stakeholders

- Extremely important
- Involvement at all stages of risk management (except for "Implementation)
- For collecting information they have
- For building confidence and trust among participants
- Importance of selection criteria
- Timing is also important
  - The earlier, the better but do we have sufficient information?

(59)

Risk Communication

- More of the matter of "heart" than "technique"
- Be honest, sincere and sympathetic
- Provide scientifically accurate but easy-to-understand information
- Science alone will not solve the problem
- Suitable methodology depends of the culture, habits, etc. of the country
- What works in one country may not work in the other
- Need for adjustment
- All risk managers must be good risk

(60)

資料４

食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実績

１　食品健康影響評価に関する取組

○評価結果等に関する意見交換会

・ＢＳＥや放射性物質等特に国民の関心の高いテーマや農薬、食品添加物、食中毒等について意見交換会を関係省庁や地方自治体等と連携して実施。

・近年では、地域において指導者として活躍が期待される者や地域においてオピニオンリーダーとして期待される者等を対象とした少人数による意見交換会を重点的に実施。

○食品健康影響評価等に対する国民からのご意見、情報の募集

・食品安全委員会で取りまとめた食品健康影響評価書（案）についてパブリックコメントを実施

○委員会の原則公開、議事録等のホームページへの掲載

・食品健康影響評価の審議過程の透明化を図るため、委員会等については原則公開とし、併せて議事録等をホームページへ掲載。

２　食品の安全に関する基礎的知識の普及啓発

○食品安全委員会委員等による各地での講演等

・食品の安全に関して食品安全委員会委員が各地で講演等を実施。

・また、事務局職員による講演等も実施。

○食の安全ダイヤル

・食品の安全性に関しての国民からの電話やメールでの質問・相談について対応。

○食品安全モニター会議

・470 名の食品安全モニターを対象とした会議を開催し、モニターが食品の安全性などについて周囲への情報提供や、日常生活を通じた情報収集等の活動を行うことができるよう、必要な情報提供等を実施。

○食品を科学する～リスクアナリシス連続講座の開催

・平成 25 年度より、食品の安全性に関する知識を体系的に理解できるようリスクアナリシスに関して委員が交代で解説する全 6 回の連続講座を実施。当日の資料や講義映像について、ホームページで公表し、広く普及を推進。

○消費者団体、報道関係者との意見交換

・消費者団体と概ね 3 ヶ月ごとに、食品の安全に関する基礎的な情報を提供して定期的に意見交換を実施。

・平成 25 年から、報道関係者とも概ね 3 ヶ月ごとに、国民の関心の高いテーマについて定期的に意見交換を実施。

３　各種媒体を通じた情報提供

○ホームページによる情報提供

・食品の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、緊急時においては、当該事案に関する科学的知見の迅速な情報提供を実施。

○パンフレット、季刊誌『食品安全』の発行

・各種パンフレットや季刊誌「食品安全」（年４回）を発行。

○食品安全委員会メールマガジン（食品安全委員会ｅ－マガジン）の配信

・約 10,000 名の読者に食品安全委員会の開催動向を毎週配信。

・また、平成 24 年度からは、食品安全に関する基礎的な情報を分かりやすい形で提供する「読み物版」を月 2 回配信。

・さらに、緊急時においては臨時号を発信し、緊急時における情報発信にも活用。

○ソーシャル・ネットワーク・サービスを通じた情報発信

・平成 26 年 2 月、Facebook を開設。その特性を生かし、食品に関する危害情報等、機動的な情報発信を開始。

４　リスク管理機関との連携

・上記意見交換会等を適宜リスク関係機関と連携し実施するとともに、日頃からの連携体制を確保するため、関係省庁のリスクコミュニケーション担当者会議を隔週ごとに実施。

リスクコミュニケーションの開催実績
（意見交換会、シンポジウム/セミナー、ジュニア食品セミナール）
【平成15年度～25年度】

（単位：回）

リスクコミュニケーションの形式及びテーマ	計	年度別開催回数										
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
意見交換会	480	35	101	66	66	28	22	25	24	34	49	30
BSE	157		75	28	33	13	1				3	4
放射性物質	64									21	35	8
食品安全全般（リスクアナリシス含む）	48	14	4	4	2	4	7	11	1			1
食中毒	39				1	2		5	13	8	1	9
農薬	26		4	5	11	3	2	1				
食品添加物	23			1	1		1	5	2	4	5	4
ポジティブリスト	22			10	12							
遺伝子組換え食品	10	2		1		1	1	1			2	2
残留農薬	10	2	2						5		1	
輸入食品	6	2	1	3								
魚食の安全性	6		1	5								
健康食品	6		5		1							
カドミウム	4	1	1				2					
鳥インフルエンザ	4	3	1									
リスクコミュニケーション	4	1			1	1	1					
メチル水銀	4		1	3								
体細胞クローン	4						4					
トランス脂肪酸	3									1		2
食の安全に係る法改正	2	2										
食品衛生	2	2										
化学物質全般	2		2									
薬剤耐性菌	2		1	1								
大豆イソフラボン	2			2								
カビ毒	2			2								
微生物のリスク評価	2				1		1					
食育	2				1	1						
食品中の鉛	2					2						
輸入牛肉の健康影響評価	2							2				
（その他）	20	6	3	1	2	1	2		3		2	
シンポジウム/セミナー	34	3	11	3	4	1	3	5	0	2	0	2
食品安全全般（リスクアナリシス含む）	25	3	10	2	4	1	2	2				1
食品安全とバイテク	1		1									
BSE	1			1								
食育	1						1					
WHO化学物質評価の最新情報	1							1				
ナノテクノロジー	1							1				
微生物のリスク評価	1							1				
食中毒	1									1		
放射性物質	1									1		
ヒ素	1											1
ジュニア食品安全ゼミナール（ジュニア食品安全委員会含む）	32							13	3	7	3	6
総計	546	38	112	69	70	29	25	43	27	43	52	38

※　自治体等が主催する意見交換会への派遣は除く。

各都道府県別リスクコミュニケーション開催実績
（意見交換会、シンポジウム/セミナー、ジュニア食品安全委員会）
（平成15年度から平成25年度）

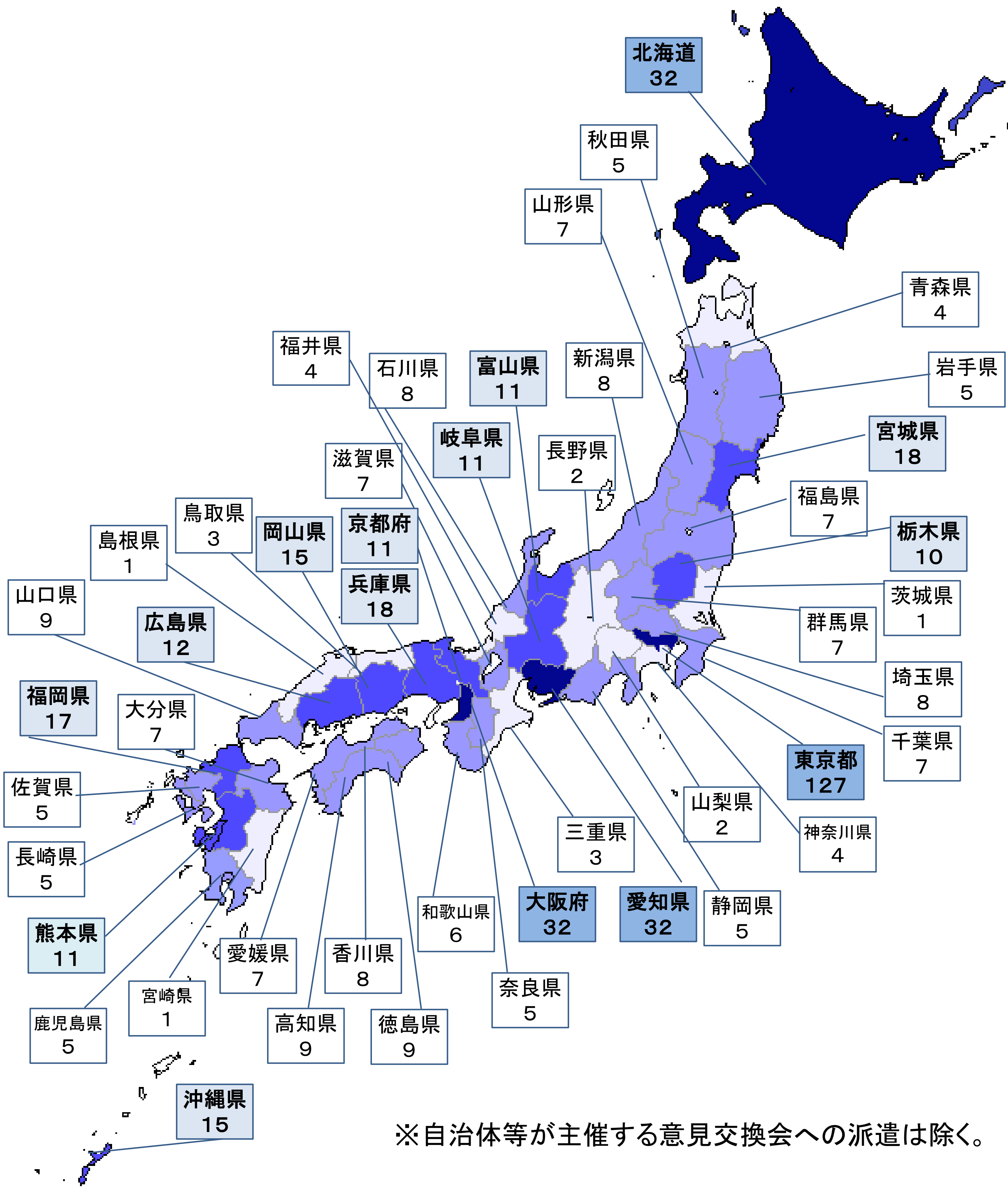

※自治体等が主催する意見交換会への派遣は除く。

食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題

平 成 １ ６ 年 ７ 月

内閣府食品安全委員会

前書き

この「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」は、本委員会からの求めを受け、昨年来、リスクコミュニケーション専門調査会において議論された結果、本年５月１３日に提出されたものについて、本委員会として広く国民の皆様からご意見を募集し、いただいたご意見を踏まえて、若干の修正を加えたものです。

食品の安全性の確保に関する施策を的確に講じていくためには、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなど関係者相互間の情報、意見を多方向に交換し、施策に国民の意見を反映していくリスクコミュニケーションが大切です。この取組みは、我が国においては未だ端緒の段階で、今後、試行錯誤を重ね、技術的にも改善を加えていかなければなりません。

今回のリスクコミュニケーション専門調査会によるとりまとめは、始まったばかりの我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションについて、その目的や実施の方法などを巡って種々の意見や考え方がある中で、その現状と課題をなるべくわかりやすく示そうと努めたものです。このリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員・専門参考人の熱心かつ意欲的な取組みに敬意を表したいと思います。

食品安全委員会としては、今後、このとりまとめを踏まえて、より効果的なリスクコミュニケーションを展開していきたいと考えております。関係者各位におかれましても、是非、ご一読いただき、参考としていただくとともに、我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションをより意義深いものとしていくため、率直なご批判、ご意見をいただきたいと考えております。

平成１６年７月１日

食品安全委員会委員長　寺田　雅昭

目　次

（附属資料）

１．　他分野におけるリスクコミュニケーション

２．　諸外国におけるリスクコミュニケーション

(1)H15/10/28 開催の意見交換会におけるビリー前コデックス委員会議長（米農務長官特別顧問）の講演概要

(2)H16/2/16 開催のデ・レーウ蘭食品消費者製品安全庁長官の講演概要

３．　「牛海綿状脳症（ＢＳＥ）と変異型ｸﾛｲﾂﾌｪﾙﾄ･ﾔｺﾌﾞ病（ｖＣＪＤ）」及び「高病原性鳥インフルエンザ」について

４．　食品の安全性に関する用語集

要約

○リスクコミュニケーションとは

食品の安全性を確保するための新たな手法として、リスク分析の考え方がＦＡＯ（国連食糧農業機関）とＷＨＯ（世界保健機関）により提示され、その３つの要素である、リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションを一体として進めるべきであるとされました（参考１及び次の図）。

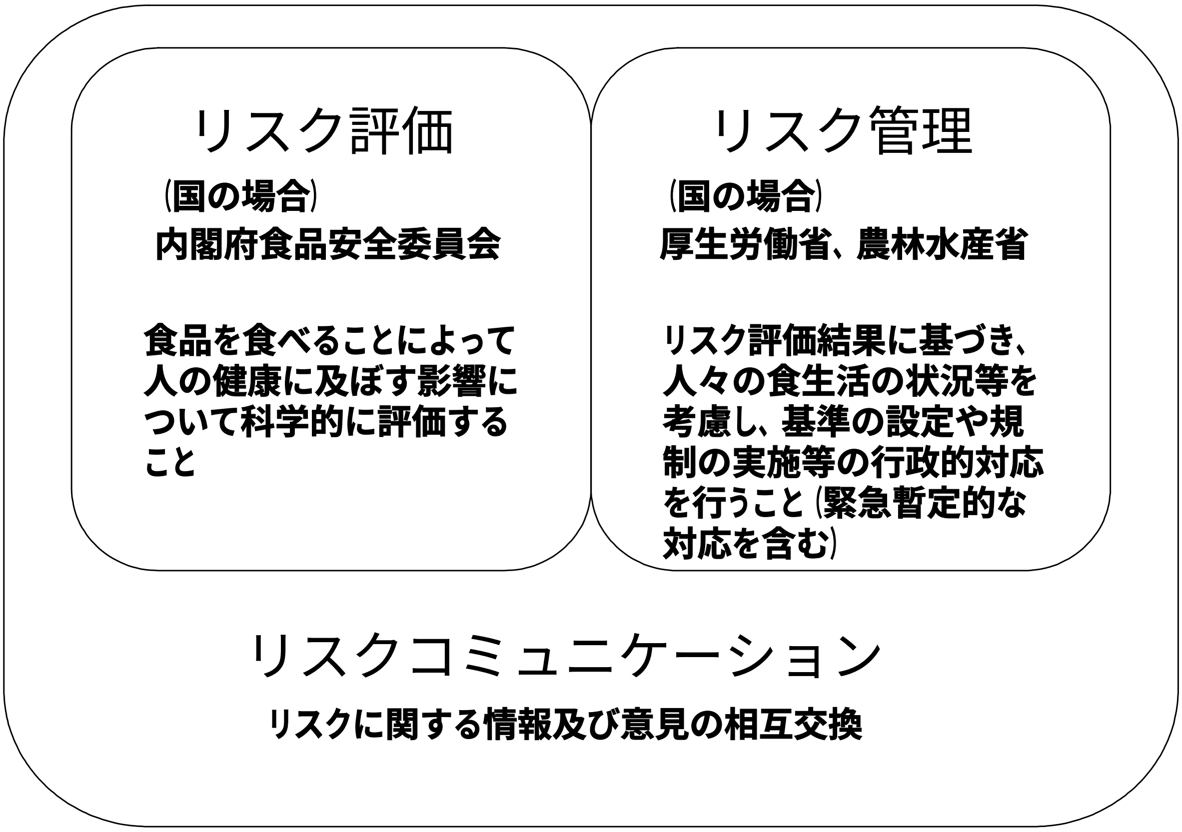

図　リスク分析の３要素

従来、食品にかぎらず何か事故が起きてから、二度とそのようなことが起きないようにと対策が立てられてきました。また私たちは、安全か危険かの２分法に慣れ、多くの場合、基準値以下か否か、賞味期限以内かそうではないかということで物事を判断してきました。

しかしリスクの考え方では、安全性について単純にシロ・クロで判断するのではなく、そのものの毒性の強さや性質と、食べたときに有害性を発揮するであろう量との関係を考えます。すなわち事故が起きる前に、有害性の程度やその起きる可能性を科学的に予測する「リスク評価」を行い、その結果を基にして、関係者からの意見を聞きつつ、リスクをなるべく小さくするための対策を実施する「リスク管理」を行おうとするわけです。

科学的な予測の身近な例である気象情報では、かなり良い精度で、しかもわかりやすい情報を提供できるようになっています。しかし地震予知となると、今の段階ではそれほど精度良く予測ができず、科学的な予測といっても差があります。食品については、最新のさまざまな試験研究の成果を総合して、できるかぎり安全性を確保しようと努力していますが、まだ十分わかっていない事柄もあり、必ずしも正確にリスクを予測できるとは限りません。しかし現時点で知られる最善の知識を結集してできるかぎり被害を少なくし、科学的な予測が不確実な点については、解明を進めながら、予防的なアプローチを使ってリスク管理を行うようにされています。

リスク評価は科学者が、リスク管理は行政や生産・流通業者が中心になって行い、食品の安全性を確保しますが、消費者が安心を得るためには情報を得るだけでなく、意見を述べ、要望を伝えるなど、これらの取り組みに積極的に参加することが大切です。消費者だけでなく、生産者や流通業者など多くの人がリスク評価や管理によって影響を受けることもあるので、これらの人たちの間で十分な意見交換を行い、目標実現に協力し、最も適切な対応が図られるようにすることも必要です。そのような作業がリスクコミュニケーションであり、食品の安全性を支える重要な要素です。この「リスク評価」、「リスク管理」とそれらを支える「リスクコミュニケーション」を一体として進めるやり方をリスク分析と呼んでいます

○これまでの経緯

今から３年ほど前に、ＢＳＥ（伝達性牛海綿状脳症）問題への対応の不手際、乳製品の病原菌汚染、輸入食品での基準値を超える農薬残留などの問題が生じ、食品の安全性確保への信頼が揺らぐ事件が相次ぎました。

ＢＳＥ問題の経緯を調査検討する目的で設立された調査委員会では、消費者の健康保護を最優先すべきであるとし、食品の安全性確保へのリスク分析手法を導入することの必要性を指摘する報告がされました。さらに、行政機関の間のコミュニケーション不足、専門家と行政の間のコミュニケーション不足、行政機関による情報開示と透明性確保の不十分さ、正確で分かりやすい報道の不足、消費者の理解不足なども指摘しています。

この報告書を背景にして、平成１５年７月に内閣府に設置された食品安全委員会は、自ら食品のリスク評価に関するリスクコミュニケーションを行うほか、関係行政機関が行うリスク管理に関するリスクコミュニケーションについても調整を行うこととされました。

このため、食品安全委員会では、食品の安全性確保のためのリスクコミュニケーション

の改善を図っていくために調査審議を行う専門調査会を発足させました。本リスクコミュニケーション専門調査会では、平成１５年９月から現在までに９回の会合を開催し、各地で開催された意見交換会に委員らが参加することなどを通じて、未だ歴史の浅い我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションの進め方などについて議論を重ねてきました。食品安全委員会から、リスクコミュニケーション専門調査会に対しては、個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換等の結果を踏まえて、我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題について、意見のとりまとめを求められています（参考２）。

　リスクコミュニケーション専門調査会は、活動を開始してから数ヶ月を経たばかりで、議論はまだ試行錯誤の域を出ていませんが、一方で、米国におけるＢＳＥの発生、我が国における鳥インフルエンザの発生など、実際にリスクコミュニケーションを必要とする事件が次々と生じています。このため、リスクコミュニケーション専門調査会のこれまでの議論から、若干の拙速は承知の上で、現時点で考えられる我が国における「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」についてとりまとめ、関係者に参考にしていただくことにしました。

○今後の方向

　これまで食品安全委員会は、意見交換会などを開き、リスク分析の考え方に基づいた食品の安全性確保の新しいあり方について積極的に訴えるなどの活動に力を入れてきました。

　今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの食品の安全性確保に関する当事者（以下、本稿では「関係者」と略します。）から食品の安全性にかかわる問題の所在や解決の方向、疑問点について、意見を聞き、討議することに、より多く力を注ぎ、国がなすべきことの方向を探ります。

　具体的には、リスクコミュニケーションを支援する専門家の養成や訓練、消費者ほか関係者の質問に答える窓口の設置、行政各部門の連携、問題の指摘や対策の立案への関係者の参画、情報や意見の交換の強化やメディアとの協力の促進、食品のリスクに関する基礎的な問題を関係者が議論する場の設定を目指します。

　さらに、リスクコミュニケーション専門調査会独自の取組みとして、食品安全委員会や関係機関が行うリスクコミュニケーションに対する助言、種々のリスクコミュニケーションへの積極的参加と関係者との意見交換、各専門調査会が行うリスクコミュニケーションの支援、国内外の実施例の調査、紹介などに努めます。

　リスクコミュニケーション専門調査会では、本とりまとめに対するご意見を各方面からいただき、我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションが、今後、一層円滑に進められるよう、さらに議論を深めていきたいと考えております。

　関係者の意見、コメントをお待ちします。

Ⅰ．食の安全とリスクコミュニケーション

１．リスクコミュニケーションの役割

（１）リスク分析とは

食品は本来私たちにとって欠くことのできない糧を与えてくれるものです。しかし、そのとり方や量が適切でないと健康に悪影響を与える可能性もあります。さらに食品を汚染する病原菌や、有害物もあり、これらを「ハザード（有害性要因)」と呼びます。ハザードが健康に有害な影響を及ぼす確率と有害な影響の深刻さをリスクと呼びます。毒性の低いものでも取り方や量により深刻な影響を及ぼしリスクは大きくなり、毒性の高いものも体に取り入れる量がきわめて少なければ影響は出ずリスクは小さいといえます。

リスク分析では、食品を食べることによってどのような危害が生じるのか、また、どの程度食べると危害が生じるのかを明らかにする「リスク評価」と、人々の心配の程度や、費用と効果の関係、食品がもたらす健康への恩恵、社会的な影響などを考慮しながら、リスクを低減する措置を講ずる「リスク管理」、そしてリスク評価の妥当性やリスク管理の手法について、情報を共有し、各々の立場からの意見を交換し、理解し、協同、協力する「リスクコミュニケーション」の３つが重要とされます。

リスク分析の考え方は、事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることに役立つことから、各国に対して国際食品規格（Codex）委員会が導入を奨励するなど、国際的に食品のリスクに対処する共通の考え方となっています。我が国においても、平成１５年７月に施行された食品安全基本法などにより、食品の安全を守るための基本的な考え方として採用されました。

またリスクコミュニケーションには、平時から、常に行っておくべき情報の共有、意見の交換と、緊急時に被害や社会的損害を小さく保つための危機管理の一環としての情報提供、指導（クライシス・コミュニケーション）の２つの種類が考えられますが、ここでは、主として前者を扱います。

（２）リスクコミュニケーションとは

食品の安全性確保は、”農場から食卓まで” という言葉で示されるように農場から食卓にいたるさまざまな段階で、生産者、流通関係者、行政や消費者などの関係者がそれぞれの立場で努力してはじめて確保されるものです。たとえば、最近のニワトリの高病原性鳥インフルエンザ感染時の対応では、問題の発見、安全性の科学的評価、安全管理方法の選択・実行のすべてにおいて、関係者の誰もが重要な役割と責任を担っていることが示されましたが、問題に気がついた人が直ちにその問題を指摘し、対処法を理解して協力していかないと取り返しのつかない事態を招く場合もあります。適切なリスクコミュニケーションは、食品の安全性確保のための対策が、科学的な根拠に基づいて適切に実行されるために、欠くことのできない関係者間の理解と協力のための基礎です。

リスクコミュニケーションは、リスク評価、リスク管理について理解を深め、意見を交換する手法で、リスクの評価、管理と並んでリスク分析手法の３要素の１つと位置づけられています（参考１を参照)。

しかし、「リスクコミュニケーション」という言葉は、我が国の食の分野では、まだなじみが薄い状況です。「リスク」という言葉は、これまで、災害防止、危機管理、投資などの場面で使われてきましたが、食の分野で、「リスクコミュニケーション」と言われても、何のことか分からないと言う方もいるかもしれません。リスクコミュニケーションとはどんな食品にも食べ方や量によっては多少のリスクのあることを前提に、科学に基づいて費用や効果も考え、科学的な対処法等について広報し、意見を交換し、協力することをいいます。

２．リスクコミュニケーションの目標

食の安全に関するリスクコミュニケーションは、リスク評価とリスク管理の過程において、関係者が必要な情報を共有した上で、関係者の意見が適切に反映されることを目標とし、次の点に注意して実施することが必要です。

（1）関係者はそれぞれ食品の安全性に関する情報を「迅速に、必要な内容をすべて、わかりやすく、正確に」共有するとともに、各プロセスの透明性を確保する。この場合、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」を原則とすることが重要。
（2）食品のリスクとその低減措置についてすべての関係者の間で話し合って共通理解を得るように努力し、それぞれの責務、役割に応じて参加し、貢献する。

３．リスクコミュニケーションの手法と手段

食の安全に関するリスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、国又は関係者が、以下の点を早急に実現することが必要と考えられます。

（1）リスクコミュニケーションを推進するための専門家を養成する。
（2）消費者等関係者の疑問などに答えるための常設窓口を設置する。
（3）関係機関の縦割りを廃して、共同でリスクコミュニケーションに当たる。
（4）対策がまとまっていない段階から、次の段階、目標を示す形で関係者との話し合いを持つ。
（5）情報公開の促進とメディアとの協力関係の促進を図る。そのために、メディアと日頃から意見交換を行える場を設置する。
（6）関係者の協議体を設置し、個別テーマごとの基本的な論点を抽出しておく。

Ⅱ．リスクコミュニケーションの現状

１．食品安全基本法制定以前

食品安全基本法制定以前は、食の分野でリスクコミュニケーションという言葉はほとんど使われておらず、食品の安全性に関する関係者のコミュニケーションとしては、公的機関などからの情報の公開と、それに対応する報道、消費者の理解という一方向の流れが主で、一部審議会やパブリックコメントの機会に消費者代表が施策に関して意見を述べることはありましたが、逆方向の情報・意見の流れは限られたものでした。

平成 13 年 9 月 10 日に、我が国で最初のＢＳＥを疑われる牛が発見されて以来の一連の出来事は、我が国の食品安全行政の仕組みを大幅に変えるきっかけとなりました（参考３）。

食品の安全性の確保のための基本原則として「ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会報告書（平成 14 年 4 月 2 日）」は、第一に消費者の健康保護を最優先すべきとし、次いでリスク分析手法の導入を掲げています。この報告などから、リスクコミュニケーションについて、次のような問題点が指摘されました。

（１）行政機関の間のコミュニケーション不足

生産段階を所掌する農林水産省と食品衛生を所掌する厚生労働省の連携が不足していた。

（２）専門家と行政の間のコミュニケーション不足

行政と科学の間に情報や意思疎通を円滑に行う相互信頼が確立されていなかった。

（３）行政機関の正確な情報開示と透明性の確保が不十分

ＢＳＥ発生の際の感染牛の処理情報を誤って伝えたほか、過去の経緯や政策内容についても説明不足だった。国民にどう伝わるかについても注意不足であった。

（４）正確で分かりやすい報道の不足

危険性を過度に強調した報道があり、誤解を招く場合があった。マスメディア関係者に食品の安全性についての理解が不足していた。

（５）消費者の理解を深めるための支援の不足

消費者の理解を深めるための支援が十分でなかったため、行政や表示に対する不信を招くこととなった。

（６）関係者間のコミュニケーションの不足

問題点を見つけた時の通報など、初動時に迅速かつ適切な対応がなされなかった場合が見られた。

平成 15 年 7 月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が新設されました。

これらの新しい法律制度や行政組織により、リスクコミュニケーションについても新たな制度が作られました（参考４）。

今後は、より効果的なリスクコミュニケーションの実施を可能とするよう、これらの制度を適切に運用していくことと関係者の連携が確保されるような実質的な仕組みを構築していくことが重要と考えられます。

２．食品安全基本法制定以後

（１）関係法律の規定

①　食品安全基本法

食品安全基本法により､食品安全行政にリスク分析手法の導入が図られました。具体的には、食品健康影響評価（リスク評価）の実施、食品健康影響評価に基づいた施策の策定（リスク管理)､第１３条にリスクコミュニケーションについて定められています（参考５）。これは、我が国の食品の安全性の確保に関する施策全てにわたって適用される考え方となっています。

また､食品安全委員会の業務に関して､｢関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること」及び「関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと」と記され､食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進していくことになります。

②　食品衛生法

食品衛生法には、リスクコミュニケーションに関し２つの規定が設けられています。１つは、規格･基準や監視指導計画の策定等の際に、必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めます。もう１つは、定期的に、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し､その施策について広く国民又は住民の意見を求めます。その運用は、関係府省の連携のもとで行うこととなっています。

（２）各府省の実施状況

内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省は連携して、平成１５年７月１日の新制度施行以降、委員会、審議会などの原則公開、食品影響評価やそれに基づく管理施策に関して広く一般からの意見、情報の募集、意見交換会等の開催、関係者の相談窓口の設置、各種のモニターの設置など、リスクコミュニケーションを実施しています（参考６)。

このような関係者の努力により､国､地方公共団体の行う食品安全性関係の情報の開示、説明、伝達など情報流通の面では一定の改善がみられています。

しかし、米国におけるＢＳＥの発生、国内における７９年ぶりの鳥インフルエンザの発生など様々な出来事にこのリスクコミュニケーションの真価が発揮されるにはまだまだ時間が必要に思われます。

また、遺伝子組換え技術のように、技術そのものの有用性や倫理性、環境影響などについて基本的な議論がされている一方で、現実に生産されている遺伝子組換え食品の安全性について議論していく必要がありますが、こうした場合も、リスク分析の考え方を適用して対応し、一層、食品のリスクとそれへの対応という考え方の理解を広めていく努力が必要です。

（３）地方公共団体の実施状況

食品安全基本法では、地方公共団体の責務が規定され、地域の住民や事業者にとり身近な全国の都道府県、市町村においても、食品の安全性の確保のために新しい組織、協議体などが構築され、食の安全について参加型の議論が行われています（参考７)。

その多くは、各自治体内の行政、消費者、食品関連事業者、学識経験者、メディアなど食の関係者からなる協議機関を設け、基本方針や行動計画などを作成し、個別の問題についての意見交換を行うものです。

各自治体内においても、農林水産部局、食品衛生部局、環境部局、生活環境部局などの連携を図るための組織改革が行われている例が多く見られます。

例えば、１２００万人の都民をかかえる東京都では、平成２年１２月に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針(平成１１年４月２日改定)」が策定され、①都民の意向の施策への反映、②情報の収集提供と普及啓発の推進、③消費者と生産・製造者等との相互理解の促進、が施策推進の方向として示されました。この方針に沿って、平成２年から、都民からの相談事業の充実、情報誌「くらしの衛生」の発行、「くらしの衛生セミナー」の開催、「食と住まいの衛生コーナー」の開設、「東京都食品保健懇話会」の設置、などの事業を展開し、平成９年からインターネットを利用した情報提供を開始しました。さらに、平成 15 年度からは、①食品安全情報評価委員会の設置、②インターネット上で食に関する問題について討論を行う場として「食品安全ネットフォーラム」開設、③多くの都民が一堂に会して情報交換する場である「食の安全都民フォーラム」開催、といった新たな取組みを行っています（参考８）。

りんごの生産県として有名な青森県では、県庁健康福祉部内に「食の安全・安心対策チーム」を設置し、食の安全・安心対策について全庁的に取り組みながら、県内の消費者、生産者、流通関係者などで構成される青森県食の安全・安心対策本部において、生産者や事業者の考える安全・安心に関するアンケート結果などを参考にして、「青森県食の安全・安心対策総合指針」を作成し、食の安全・安心対策について取り組んでいます。

やはり農林水産業の盛んな熊本県では、消費者の安全・安心のために、県が行う総合的な施策推進の基本的な考え方や施策の体系等を定めた「くまもと食の安全安心のための基本方針」をパブリックコメントを経て作成し、平成１６年１月に、くまもと食の安全県民会議と県立大学との共催で「くまもと食の安全安心フォーラム」を開催し、その中で、アクションプログラムを採択しています。

この他の道府県、市町村においても食品安全関係部署間の連絡体制の整備、関連条例の制定、基本方針、行動計画の策定、調査審議機関の設置、関係団体との連絡会議の設置などが順次行われ、地方における食品安全行政の新たな枠組みが整いつつあります。

（４）食品関連事業者の取組み

農林漁業の生産資材、農林水産物を含む食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入、販売などを行う食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たって、食品の安全性の確保について第一義的責任を有するとされています（食品安全基本法第８条）。

そのため、生産から販売にいたる食品関連事業者の間でも、食品の安全性確保のための有効な情報交換や協力の推進が求められています。

食品関連事業者では、提供する商品の安全性確保とあわせて、消費者などからの問い合わせ、意見を受け、商品に反映させていくリスクコミュニケーションの努力がされています。

例えば、ある飲料メーカーでは、消費者、顧客からの問い合わせを的確に取り入れるため、１５～１６年前から商品に担当部署の電話番号を記載するようになり、５～６年前にはフリーダイヤルとし、一部休日にも対応し、年間１２～１３万件の問い合わせが寄せられています。問い合わせの内容は、成分、効能、賞味期限、添加物、アレルギーなど千差万別ですが、最近は安全性に関するものが増え、社内調整の上、消費者の安全を最優先し、注意表示に繋げ、さらに業界全体としての表示改善につながったものもあります。企業においても、透明性の確保、コミュニケーション能力の確立などリスクコミュニケーションの原則は共通のものと考えられています（参考９）。

（５）消費者の取組み

消費者も食品の安全性の確保のために、知識と理解を深め、関係施策について意見を表明するよう努めるなど大きな役割を果たすことが期待されています（食品安全基本法第９条)。現に多くの消費者団体では、食の安全を活動の柱の１つとして掲げ、以下のような種々の取組みがなされています。

① ＢＳＥや化学物質など、食の安全に関する課題ごとの研究会開催
② 生産者、食品関連事業者、行政関係者等との情報、意見の交換
③ 食品健康影響評価、食品の安全性確保のための規制等の管理措置に対する意見表明
④ 地域における有機資源循環と食の安全を両立させようとする消費者と生産者の取組み等

III．リスクコミュニケーションの課題と方法

１．課題

食の安全を考えるときに、それぞれの立場や経験、知識などにより、関係者の間でリスクの捉え方が大きく異なります。このような違いの理由や背景について、お互いに理解する努力を継続し、よりよい食品の安全性確保のあり方を目指していく必要があります。

例えば、火事や地震のリスクと、食品のリスクでは、受け取り方に相当の違いがあります。また、リスクはできる限り小さくすることが望ましいのですが、対策にかけることができる費用や人手には限界があります。こうした場合に、社会としてどの程度のリスクを許容できるのか、またはできないのかについて、情報を共有しつつ、関係者が意見を交換する必要があります。

消費者をはじめ関係者の間でのリスクコミュニケーションのあり方の基礎として、義務教育程度の知識があれば理解できる言葉と説明方法による情報提供が必要です。一般の市民が、食品の安全性確保について理解と知識を深め、自由に意見を述べられるような仕組みを作り、また、そのような機会を増やしていくことも大事です。

リスクコミュニケーションを積み重ねることによっても、必ずしも関係者間の合意が得られるわけではありませんが、情報や意見の疎通を欠くことによって、関係者間でお互いの立場や考え方が理解できずに認識が乖離してしまうことによって生ずる弊害を小さくす

ることは期待できます。

（１）関係者の役割、取組みと連携

① 国

食品の安全性の確保のため情報を収集、整理し、提供することが必要です。特に、用語集など基礎的な資料の整備や、その時点で問題となっている事柄についてわかりやすく解説した資料の作成、提供などをする必要があります。関係者との連絡を密にして、求められている情報を提供し、また、疑問や質問に答えるよう努めることが重要です。

また、参加しやすい形の意見交換の場の設定、意見の調整、関係者の意見を施策へ反映する方策の提案、問題の指摘、危害情報の通報、相談窓口の設置などについて、透明性を十分保ちつつ、実施していくことが求められています。

さらに、リスク評価機関とリスク管理機関の間の連携や、国、都道府県、市町村の間の連携が保たれるように、関係者の意思疎通を十分に図っていくことや、食品健康影響評価を受けて管理措置を導入する場合に、措置の内容、要する経費、時間をできる限り具体的に示していくことも重要です。

② 地方公共団体

地域住民や食品関連事業者の身近な行政機関である地方公共団体では、その地域に密着した食の安全にかかわる具体的な対応をテーマとして取り上げることが求められます。

すべての住民が問題を理解し､安心して食品を選択できるようにすることが理想ですが､実際に対象とできる人数や、科学的知識、生活信条、健康状態等が多様なため、保有する情報をできる限り、かつ、生活に即したわかりやすい方法で提供し、また、提供した情報が、住民にどのように伝わり、理解されたのか等を把握し、提供情報の見直しを随時行うなど、可能な範囲で対応を図っていくことが重要です。

また、食品流通の広域化や情報伝達の多様性から、その地方公共団体の関係者だけでなく、ある地方の情報が他の多くの地方公共団体の住民等にも影響を与えることが考えられます。このため、今後、国の機関との連絡を密にし、地方公共団体間においても食の安全に関するリスクコミュニケーションの情報が共有できるように連携を図っていくことが重要です。

③ 食品関連事業者

生産、輸入、流通、販売を問わず、食を提供する者は顧客の生命や健康に直接関わっているという認識をもって行動し、関係者間の連携とコミュニケーションを図ることが必要です。

最近､国民が不信を抱かざるを得ないほどの食品関連事業者による不祥事が続きました。法令上の責任は明確ですが、その後のコミュニケーションが不適切であったために、結果として、社会にさらなる不安を与え、また自らも窮地に立つ事態も生じています。生産者をはじめ食品関連事業者が食の安全の関係者として、リスクコミュニケーションに積極的に参加できる仕組みを構築することが重要です。

企業は、法令を遵守することは当然として、科学的根拠に基づいたデータを使い、説明責任を果たせる能力を身につけることが必要です。また、労働組合などが会社に対して社会的責任を果たすことを促していくことも重要です。

安全性確保のために自ら実施する検査等の経費については、あらかじめ計上して実施していく必要がありますが、検査に用いて壊した食材は食べられなくなるため、全数検査は不可能なことから、全量のうちどの頻度で実施したらよいか等の基準を科学的根拠に基づき設定していくことも重要です。

リスクへの対応については、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」で対応するというような方針を決めておき、「被害者救済、被害拡散防止、原因究明、再発防止」を迅速に実施することが重要です。平常時のコミュニケーションで、いかに社会と消費者の信頼を勝ち得ているかで、いざという時に提供する情報が生きてくると考えられます。

日頃の情報内容やその提供のあり方や姿勢が信頼されていなければ、緊急時にいくら情報を提供しても、振り向いてもらえません。平時のコミュニケーション活動を適切に行うことで、緊急時のコミュニケーションを円滑・効果的に行うことができるので、自社および自社製品の正しい情報を提供しつづけるための組織や人材、システムの強化を図っていくことが重要です。

表示事項については、食品包装業者と製造業者の間の連携など食品関連事業者間の安全性面での連携が求められます。

④　消費者

消費者が、自らの権利を行使して、食品のリスク評価や管理に適切に参加していくためには、必要な情報が容易に得られるシステムや、意見の表明ができる場と機会を作ることを求め、そこで意見を表明していくことが重要です。

また、一人一人の消費者が、ある出来事の由来について科学的に考えられるようになるためには、地域の団体や大学などの専門家の方たちと積極的に情報や意見の交換をしていくことも必要でしょう。

生産者、小売り業者などの関係者との交流を通じて、お互いの持つ食品の安全性に関する情報の共有、意見の交換を行い、関係者間の信頼関係を育てておくことが、緊急時のコミュニケーションを円滑に行う前提となります。

さらに、毎日の買い物において、なぜ、その食品を選ぶのかを意識し、消費活動を通じて自らの選択を示していくことが重要です。

⑤　メディア

食の安全に関するリスクコミュニケーションにおいては、メディアは重要な役割を果たしています。特にマスメディアが関係者全体に迅速かつ広範囲に情報を提供する役割の大きさは計り知れないものがあります。また、行政や、生産者、企業などから情報開示を促すべく地道に取材し、受け手に伝えているのも事実です。

その一方で、一部メディアでは不適切な報道がなされ、リスクの性質や大きさと比べて過大な扱いがされているのではないかとの指摘もあり、食の世界が多様化していく中で、

メディアに対しては､一層､科学的なデータと洞察力に基づいた報道が期待されています。

食品の安全性に関する情報は、国民の日常生活に大きな影響を与えるものなので、メディアには、事実に基づき、適時に、リスクだけでなく食品の効能を正しく伝えること、また、消費者など情報の受け手が、食品の選択などの判断をするために適切な情報を伝えるよう努めることが求められています。また、食の安全についての専門的知識や理解できる能力をもったジャーナリストを増やすことも重要と考えられます。

⑥　専門家

科学者や研究者には説明責任があるという認識を深めて、科学者、専門家が、積極的に食の安全に関するリスクコミュニケーションに参加し、または、これを開催し、食品の安全性の確保に関する科学的な情報をわかりやすく提供することが重要です。

関係する学会や学術団体は、消費者や専門外の人が問い合わせをしやすい形の窓口を設け、平易な説明ができるように準備をしておくことが望まれます。また、食品のリスクについて、専門家間の見解が異なる場合、その背景や根拠を明示して他の関係者の理解を助ける努力をすることが必要です。

諸外国や国際学会、他分野の学会が食品の安全性に関してどのような主張、報告をしているかについても情報を交換し、より良い国際協調関係の実現に向けた貢献や、必要に応じ、専門家同士の議論を公開で行うなどして、科学的議論の透明性を高めることも重要です。食品のリスク分析の専門家を養成することも緊急の課題です。

（２）関係分野との連携

①　教育

食品に危害が発生した時に、社会として冷静に対応・行動できるようにするためには、種々のメディアからの情報を読み解き、自らが食べる食品の選択に影響を与えるものかどうかを科学的に判断できる能力（情報が氾濫する中で、正確で十分な裏付けのある情報や虚偽の情報を見抜く能力）や食育（食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てていく種々の取組み。食品安全基本法においても関係規定があります（参考５）。）の重要性もいわれています。食品の安全性に関する情報は、さまざまな形で発信されており、情報の受け手がそれらの情報を見極める判断力を備えるためには、子どもの頃からの教育が不可欠です。

また、食品の安全性の確保に関して、食品関連事業者の持つ情報を教育の場で利用していく方策も考えていくべきです。小学校から生産や流通との対話を含む授業というものも検討されていいのではないでしょうか。

②　情報公開と知的財産権、プライバシーの保護

食の安全に関するリスクコミュニケーションは、食品の危害情報、食品健康評価や管理措置についての情報などの共有化がその第一歩であり、基本的にはこうした情報には関係者全てに対して公開されることが必要です。食品安全委員会及びその専門調査会は、原則

として全て公開で開催されています。但し、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は非公開とするとされています。この場合も、議事録については、発言者の氏名を除いて公開し、さらに会議の開催日から３年経過後に発言者氏名を含めて公開することになっており、安全性に関する議論については、関係者に明らかにすると決められています（参考１０）。

食の安全に関するリスクコミュニケーションでも、プライバシーや知的財産権を尊重しつつ、安全性に関する議論を行うために十分な情報が開示されるよう工夫していくことが必要です。

③　緊急時におけるリスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションのあり方としては、平常時における場合のほかに、緊急時の対応については別の課題があり、異なる手法も必要とされますが、これらについては別途緊急時対応専門調査会で検討が進められています。

④　いわゆる「風評被害」防止対策

消費者が健康被害から身を護る行動をとるのは当然ですが、所沢ダイオキシン事件や最近の鳥インフルエンザ発生時にみられるように、実際には健康に悪影響を及ぼさない食品について、十分な情報がない中で、消費者、小売業者などが過剰に心配をした結果、この食品を提供している生産者､製造業者などが社会的､経済的に損害を被ることがあります。いわゆる「風評被害」です。

「風評被害」の語は、通常、その被害がどこまで風評によるものかを特定することが困難で、また、どこまでが風評（うわさ）かについても曖昧なことが多いことから、吟味せず安易に用いるべきではありません。しかし、リスクコミュニケーションが十分機能していれば防げたか、軽減できたケースもあったのではないかとも考えられ、今後、この「風評被害」について、リスクコミュニケーションの課題として位置づけ、検討していくことが重要ではないかと考えられます。

消費者との接点となる売り場においては、もちろん、安全第一を優先させなくてはなりませんが、安全面での何らかの懸念が生じるとすぐさま売り場から商品を撤去してしまうことは、関係者に誤った情報（風評）を伝える可能性があります。その一方で、安全でないかもしれない食品を売り続けることは、信用を大きく損ねることになりかねません。科学的に正しい情報をすばやく入手する方法を確立するなど、こうした問題を少なくする方法の検討が必要です。

２．方法

（１）コミュニケーションの媒体

食品安全モニターのアンケート結果でも、関係者が直接意見を交わすことができる意見交換会に対する期待が大きく、今後も積極的に開催していくことが適当と考えられます。また、インターネットを通じたやりとりも双方向性を確保した情報・意見の交換として、

ますます重要になるものと考えられます（参考１１）。
　しかし、意見交換会への出席が困難な遠隔地の方々やインターネットを使わない関係者との双方向の情報・意見交換の方法についても、さらに検討を行う必要があります。また、食品安全委員会の「食の安全ダイヤル」などは、主として関係者の質問に答えるための相談窓口として設置されていますが、どのような危害要因を評価すべきか、どのような措置を執るべきか等の提案を積極的に受け付けるためのチャンネルとして利用することも検討すべきと考えられます。さらに、教育、医療、福祉関係者等との連携を深め、リスクコミュニケーションを効果的に実施していくことも検討すべきと考えられます。

（２）意見交換会

　意見交換会については、新たな制度の説明など説明的な性格が強い場合は、大人数の参加を得る形をとり、個別、具体的な案件について議論する場合は、全員が発言参加できる少人数会合の形をとることが適当と考えられます。また、課題によっては、専門家、消費者、食品関連事業者、メディアなどからごく少人数が参加して集中的に議論を行い、論点を明確化することも有用と考えられます。

（３）専門家の養成と技術の向上

　国をはじめ各関係者は、最新の科学の成果を正確、かつ、分かりやすく説明するためのコミュニケーションの方法と技術に精通した専門家の養成を行うなど、コミュニケーション技術の全体的な向上に努めるべきです。
　農林水産省では、リスクコミュニケーションの基本を理解し、実践的な技術を身につけるため、平成１４年８月から、消費・安全局の幹部及び担当者に対してリスクコミュニケーション研修やセミナーを７回実施しています（参考１２）。
　このような研修を、広く各府省や関係者の間で実施することも検討すべきと考えられます。

（４）調査研究の充実

　専門家の意見を聴きつつ、食の安全に関するリスクコミュニケーションについての実際的な調査研究を進めていくことが必要です。例えば、各国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの比較、リスクコミュニケーションの評価方法の開発などの分野での調査研究を推進することが重要と考えられます。また、生産者、流通関係者、消費者などの関係者が自己防衛できないリスクの存在を知った時、また、未知のリスクに対応する時、人々がどのような反応（行動）を起こすかというような課題について総合的かつ実証的な調査研究も必要と考えられます。

（５）国際的なリスクコミュニケーション

　鳥インフルエンザウイルスや米国でのＢＳＥ発見と牛肉の輸入停止の事例に見られるように、諸外国との適切な連携や話し合いも重要です。我が国におけるリスク分析の内容等について適切な情報提供と意見の交換を行っていくとともに、国際機関における議論の状

況や、諸外国の食品の安全性に関する情報を国内の関係者が共有できるように、関係府省のホームページの充実や説明会、意見交換会の開催などに努めることが重要です。

Ⅳ．今後の取組みと活動の方向

　リスクコミュニケーション専門調査会は、これまで半年間は主としてリスクの考え方についての理解を深め、国が新たに始めた施策について説明することを目的としたコミュニケーションに重点を置いてきました。今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの関係者から食品の安全性に関わる問題の所在や解決方向、疑問点について、何をリスクととらえ、どのようにコミュニケーションをすれば良いかなどについて意見を聞き、討議することに力を注ぎ、食品安全委員会をはじめとして国がなすべきことの方向を探ることを目指します。

　また、具体的なリスクコミュニケーションの課題についても、関係者の意見を聞き、食品安全委員会に提言していきたいと考えています。

　さまざまな情報や意見をもとに、関係者が誠実に努力して、食品の安全性の確保のためのリスクコミュニケーションを進めていくことが重要です。

　リスクコミュニケーション専門調査会としては、上記の「現状と課題」を踏まえて、今後、次のような取組みを行っていくべきと考えます。

１．食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言

２．種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加

３．行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施

４．関係する専門調査会等と連携して、関係者の間で意見の違いが大きい案件（農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む）、関係者の間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施

５．迅速なコミュニケーションを行うためのシステムの開発

６．いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発

７．国際的なリスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーション専門調査会　専門委員及び専門参考人名簿

《専 門 委 員》

	石﨑	美英	（主婦　※公募委員）
○	犬伏	由利子	（消費科学連合会副会長）
	小川	誠一	（東京都健康局食品医薬品安全部副参事（安全情報担当））
	金子	清俊	（国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第７部長）
○	唐木	英明	（東京大学名誉教授）
	神田	敏子	（全国消費者団体連絡会事務局長）
	吉川	肇子	（慶應義塾大学商学部助教授）
	見城	美枝子	（青森大学社会学部教授）
	近藤	康子	（サントリー株式会社お客様コミュニケーション部長）
	新蔵	敏彦	（全国漁業協同組合連合会常務理事）
◎	関澤	純	（徳島大学総合科学部教授）
	髙橋	久仁子	（群馬大学教育学部教授）
	千葉	百子	（順天堂大学医学部助教授）
	西片	尚樹	（株式会社主婦と生活社編集第３部 別冊『すてきな奥さん』編集長）
	平社	進	（ＮＰＯ法人くまがや有機物循環センター代表理事 ※公募委員）
	三牧	国昭	（株式会社すかいらーく総合品質保証部部長）

《専 門 参 考 人》

川田	善朗	（ﾄｰﾎｰ加工株式会社代表取締役社長、 全国ｸﾞﾗﾋﾞｱ協同組合連合会会長）
久保	直幸	（ＵＩゼンセン同盟常任中央執行委員）
中村	雅美	（日本経済新聞社編集局科学技術部編集委員）

◎印は座長、○印は座長代理を示す

※５０音順、敬称略

食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて

平成１８年１１月

食品安全委員会

目　次

＜審議の経緯＞

平成１６年　８月３０日	第 10 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１６年１０月１８日	第 11 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年　２月　４日	第 12 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年　３月１６日	第 13 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年　４月２７日	第 14 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年　７月　４日	第 15 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年　８月　１日	第 16 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年　８月３１日	第 17 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年　９月１３日	第 18 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年　９月２７日	第 19 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１７年１０月１７日	第 20 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年　１月１３日	第 21 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年　２月２０日	第 22 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年　３月２０日	第 23 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年　４月２５日	第 24 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年　５月１５日	第 25 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年　６月２０日	第 26 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年　８月　４日	第 27 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年　９月　７日	第 158 回食品安全委員会（報告）
平成１８年9月7日～１０月６日	国民からの意見・情報の募集
平成１８年１０月２３日	第 28 回リスクコミュニケーション専門調査会
平成１８年１１月１６日	第 168 回食品安全委員会（報告）

＜食品安全委員会委員＞

平成１８年6月３０日まで

委員長	寺田　雅昭
委員長代理	寺尾　允男
	小泉　直子
	坂本　元子
	中村　靖彦
	本間　清一
	見上　彪

平成１８年7月１日から

委員長	寺田　雅昭
委員長代理	見上　彪
	小泉　直子
	長尾　拓
	野村　一正
	畑江　敬子
	本間　清一

＜食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会専門委員＞

平成１７年9月３０日まで

座　　長	関澤　純	見城　美枝子
座長代理	犬伏　由利子	近藤　康子
座長代理	唐木　英明	新蔵　敏彦
	石﨑　美英	髙橋　久仁子
	小川　誠一	千葉　百子
	金子　清俊	西片　尚樹
	神田　敏子	平社　進
	吉川　肇子	三牧　国昭

平成１７年１０月１日から平成１８年5月３１日まで

座　　長	関澤　純	近藤　康子
座長代理	犬伏　由利子	髙橋　久仁子
	小川　誠一	千葉　百子
	蒲生　恵美	西片　尚樹
	唐木　英明	福田　久子
	神田　敏子	前林　篤
	吉川　肇子	三牧　国昭
	見城　美枝子	山本　茂貴

平成１８年6月１日から平成１８年9月３０日まで

座　　長	関澤　純	近藤　康子
座長代理	犬伏　由利子	髙橋　久仁子
	小川　誠一	高浜　彰
	蒲生　恵美	千葉　百子
	唐木　英明	西片　尚樹
	神田　敏子	福田　久子
	吉川　肇子	三牧　国昭
	見城　美枝子	山本　茂貴

平成１８年１０月１日から

座　　長	関澤　純	髙橋　久仁子
座長代理	犬伏　由利子	高浜　彰
	蒲生　恵美	千葉　百子
	唐木　英明	中村　憲久
	神田　敏子	西片　尚樹
	吉川　肇子	福田　久子
	見城　美枝子	三牧　国昭
	近藤　康子	山本　茂貴

１．はじめに

リスクコミュニケーション専門調査会では、平成１５年９月１７日に第１回の会合を開いて以来、食品安全委員会の求めに応じて、食品の安全性確保のためのリスクコミュニケーションのあり方について調査審議を行ってきた。

これまでに、平成１６年７月に食品安全委員会が決定した「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（以下「現状と課題」という。）の取りまとめのための調査審議を行い、その後、平成１６年８月からは、今後の取組方針として整理された諸点を踏まえて、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について、調査審議を進めてきた（取組状況については別紙参照）。さらに、平成１７年８月からは、食育基本法制定を契機に食品安全委員会としてどのように食育に貢献していくかについての調査審議を追加した。

この中で、リスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等については、会合の都度、国が実施したリスクコミュニケーションについて報告を受けながら､専門調査会内外の１５人の有識者による発表をもとに検討を続けてきた。

本文書は、これらの発表等をもとに、現在、国によって実施されているリスクコミュニケーションについて、現時点で取組可能と考えられる改善の方向について取りまとめたものであり、今後、国が食の安全に関するリスクコミュニケーションに取り組んでいく際の参考とすべきであると考えている。

２．リスクコミュニケーション専門調査会における議論

（１）　各専門委員等の発表と議論の概要

リスクコミュニケーション専門調査会においては､食品安全委員会から調査審議を求められた事項に対応し、現在、国が実施している食の安全に関するリスクコミュニケーションに必要な改善を施していくために、第 15 回会合(平成 17 年 7 月 4 日)から第 24 回会合（平成 18 年 4 月 25 日）までの間、専門調査会内外の 15 人の有識者から、リスクコミュニケーションに必要な点等について発表、指摘を得た。個々の発表及び質疑の概要は表１のとおりである。

この間の議論を、①情報の発信・伝達・共有が適切になされているか、②意見･情報の交換の双方向性が確保されているか、③リスクコミュニケーションの手段は効率的かの視点から概観してみると､現状は以下のとおりと考えられる。

①　情報の発信・伝達・共有

ア　国からの情報発信

関係者の立場や考え方が異なる中で、国が、科学的知見やそれに基づく

リスク評価､種々の社会的経済的観点を勘案したリスク管理措置の考え方などを、まず、正確に、分かりやすく、即時に、そして誰でもアクセス可能な形で情報発信することが重要であることが改めて認識された｡しかし､これを達成するための体制や方法論については､例えば､リスクを伝え理解してもらうために必要な、数値や確率の問題を扱う場合に正確、かつ、分かりやすい表現の仕方が難しいなど、問題があることが示された。

今後、子供や高齢者、専門家など対象者別の情報提供を行ったり、評価の前提となる科学的知見、情報を随時、丁寧に紹介、説明することの必要性が指摘された｡特に､消費者に何かを押し付けたりすることではなく､選択する力､判断する力をつけていくための情報提供が必要であること､リスク評価者とリスク管理者との間や消費者と食品関連事業者間など関係者間の意見・情報の交換の場を設けたり、また、情報発信する際の送り手などの人材を養成していくことが必要であることが示された。

イ　情報の伝達

情報の伝え手であるメディアについては､インターネットなどの発達とともに､メディアが多様化する中で､伝えられる情報の内容､信頼性について、検討の必要性が指摘された。

現在､消費者のほとんどは食の安全に関する情報をマスメディア報道から得ている。しかし、その一方で、食の安全に関する報道の中には、取材した内容と実際の報道振りとでは､見出しや発言の内容の意味合いが変わってしまっていることがあるとの指摘もされた。さらに、一部の番組においては､情報提供が不十分なため、健康被害を起こすような事例もみられる。

このため､発信された情報がどのように報道され､消費者をはじめとする関係者にどのように受け止められ､行動に影響を及ぼしているか等の調査をすべきとの指摘が合った。

ウ　情報の受信、リスクの認知、回避の行動等

食の安全に関する情報を受信する際には、食べ物や栄養が健康、病気に与える影響を過大に評価し、信じてしまう傾向があり、これを打破していくためには、関係者がさまざまなメディアから送られてくる多種多様な情報を正しく読み取り取捨選択する能力を向上させていく必要があることが指摘された｡その一方で､わが国の消費者の間に根強く存在している食品､食品行政に対する種々の不安、不信を解消していくためには、明快な裏づけに基づく丁寧な説明が必要であるとの指摘がされた。また、食の安全に関する情報の受発信を円滑に進めていくためには、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者、専門家、メディアなど関係者間のネットワークを構築していくこと、関係者自らの情報の受発信の技量の向上が必要であること等の指摘がされた。

これらは、リスクコミュニケーションの実施による食育への貢献策とし

ても位置づけていく必要がある。

②　意見・情報の交換の双方向性

食品安全基本法の施行以来、国による食の安全に関する情報提供は、質、量とも格段の進歩があり、意見・情報の双方向の交換の取り組みも行われるようになったが､双方向性が十分確保されているかという点になると､未だ、不十分であり、関係者の間にかなりの不満があることが指摘された。

具体的には、意見・情報の募集時や意見交換会の際に出された意見が、どのように検討、反映されていくのか、その過程が不透明ではないか、誤解に基づく意見に対して適切な反論や議論が行われていないのではないか､また、意見交換会の場が関係者の主義主張の場に使われているのではないかとの指摘がされた。

③　リスクコミュニケーションの手段の効率性

リスクコミュニケーションの実施にあたり、前提として、専門家とそれ以外の人との間のリスクに対する意識のズレ、リスクに直面したときの人間の本能と理性の食い違いを認識することが大事であるとの指摘が合った。そして、リスクコミュニケーションの対象（相手）が、どのような情報を欲しているのか、すなわち「相手を知る」「相手から要望を聞く」システムの構築や人材育成の検討、伝える情報の質と量（特に、絞りこむことの重要性）や、相互のアクセスの容易さに関する検討の必要性が指摘された。さらにはリスクコミュニケーションの実施方法としては、リスク評価とリスク管理の関係を分かりやすく示すリスクコミュニケーションを行うことの重要性が指摘された。

リスクコミュニケーションにあたる行政担当者の人材育成は、リスク管理機関において、これまでも行われてきている（表２）。今後、関係府省間によるリスクコミュニケーションを潤滑に行うための人材育成、マスコミ対応の組織の強化と人材育成の必要性が指摘された。

また､これまで実施したリスクコミュニケーションから導き出された課題、改善を要する点についての検討にあたっては、国、自治体、業界や消費者の団体など各方面でのノウハウを活用していくことが提案された。

（２）　リスクコミュニケーションの調査により得られた知見

食品安全委員会が実施したリスクコミュニケーション関係の調査により、以下の知見が得られた（表３）。

①　諸外国におけるリスクコミュニケーション事例に関する調査

ア　欧州における消費者団体の中には、食品の安全性の確保に関して、高い政策分析能力、科学的専門性を備え、行政機関と協力して政策・企画・立案に参画している団体が存在している。

イ　オランダ、カナダの食品関係のリスクコミュニケーションの特徴として、参考とすべき点としては、以下が考えられる。

- ウェブ、メディアを通じて情報提供を行い、ターゲットを絞った形で実施されている。
- リスクコミュニケーションの戦略を立てる上で、フォーカスグループ会議、コンセンサス会議などが背景調査として実施されている。
- 発信した情報がどのように伝えられ、受け止められているかの分析が随時行われている。
- 必ずしも、評価に用いる資料や評価作業そのものを公開しているわけではなく、透明性の確保のための措置は、ウェブ上への情報公開やパブリックコメントの実施などを通じて行われている。

②　*リスクコミュニケーション技術等に関する調査*

- リスクの発生状況、行政やリスクによる事後の対応の差異が、メディアを通じて国民に伝えられることにより、リスクの受け止め方、それによる行動に影響を与えていることが推察された。
- 消費者は情報の出所が明らかで整合のとれた情報が迅速に報道されることを望んでいる。また、リスク発生時には、科学者（リスク評価の専門家）による迅速なコミュニケーションを望んでいることなどが示唆された。

③　*食品安全委員会が実施する意見交換会の評価*

- 意見交換会の講演者やパネリストにおいては、事前にキー・メッセージを特定しておくこと、意見交換会参加者の関心がどこにあるかを踏まえ、適切な情報の取捨選択を行うこと、穏やかな表情で対応することなどが必要である。
- 意見交換会におけるコーディネーターの資質の向上が重要である。
- 目的やターゲット層を明確にするなど意見交換会の設計の柔軟性が必要である。

④　*消費者の意識調査*

- リスク評価について理解している人は、少数にとどまっている。
- 食品安全情報を入手する媒体として、マスコミ（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）が多数を占める。

（３）リスクコミュニケーションの現状と改善のためのアドバイス

　これまでの議論で出された、リスクコミュニケーションの現状に対する指摘のアドバイスの視点は、情報基盤の共有、情報交換の双方向性、意見・情報の交換の効率に大別される。それぞれの視点からの指摘事項／アドバイス

は表４の通りである。

情報基盤の共有という点では、特に、その分野の専門家とそれ以外の人との間に、リスクの捉え方や安全性に対する考え方に違いがあることを認識、考慮する必要が示唆されている。食品安全委員会は、リスク評価の役割を担っているが、当委員会が実施するリスクコミュニケーションにおいて、リスク評価とリスク管理が密接に関連しているため、明確に分けて議論、考察することは難しい実態も見うけられる。とりわけ、消費者に対しては、評価結果が管理措置に反映されるプロセスを適切に説明しないとリスクコミュニケーションが十分行われたとの評価が得られにくい状況にある。意見・情報の交換の効率については、情報の伝え方だけではなく、消費者の情報の判断力といった側面にも言及した助言も合った。

リスク評価とリスク管理の分担と連携についても、改善策を考える上で考慮すべき事項と考えられる。特に評価機関として、他の関係者からの信頼を得るためには、独立性、公平性、透明性を保ちつつ、リスク評価機関とリスク管理機関での情報交換や調整を行うことの必要性も示唆された。現在、食品安全委員会では、意見交換会の開催、食品安全モニター会議の開催、ホームページの開設、メールマガジンの配信等、積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいるが、府省間の連携と調整がスムーズに行われるようなリスクコミュニケーションにあたる組織体制の強化、人材養成も、必要ではないかとの指摘も合った。

各専門調査会がより良く機能してゆくために、たとえばリスクコミュニケーション専門調査会として、企画専門調査会や緊急時対応専門調査会との情報交換や連携の機会も設けることを検討してはどうかとの意見も合った。

３.平成１５年７月以降の国によるリスクコミュニケーションの実施状況と課題

食品の安全性に関するリスクコミュニケーションについて、その手段ごとの取組状況とリスクコミュニケーション専門調査会における議論等から導かれた課題は以下のとおりである。

(1)　各種の会合、資料の公開

取組

食品安全委員会の会合は、知的所有権やプライバシーに関わることで、委員長、座長が必要と認めた場合を除き、委員会、専門調査会とも資料とともに原則として公開で開催されている。

会合の議事録は、会合開催後、概ね２～３週間で委員会のホームページに掲載されている。

厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会及び部会を公開で開催し、資料と議事録をホームページで公開している。

農林水産省では、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会と部会、農業資材審議会農薬分科会や同飼料分科会等を公開で開催し、資料と議事録をホームページで公開している。

課題

食品安全委員会では委員会、専門調査会における審議内容、資料は、現在、原則全て公開されており、一定の評価を得ているが、審議内容の公開については、知的財産の関係から公表が困難な知見に基づく議論が難しい、あるいは意見を述べる際、関係方面からの期待や重圧を感じる等の意見もある。一方欧米では、専門家の会合は、「いつ、どこで誰が何についての議論をするのか」を明確にした上で、審議そのものは、非公開で行われていることが多い。

食品安全委員会においても、審議と詳細な議事録が公開されることによるメリット（例：誰でも、即時に議論されていることを見とどけることができる。）と、デメリット（例：要点や結論が整理されていないために読んでも分かりにくい。情報が整理されないままに伝搬する。）及び、審議を公開しない場合のデメリット（例：どのように審議されて結果が導き出されたかが分かりにくい。）や、これらによる人々の信頼性確保への影響を考慮した上で、会議ごとに要点や結論を整理し公表することとしてはどうか。また、より一層中立、公正、かつ内容を深め効果的に科学的な議論を担保するために、場合によっては審議の一部を非公開で行うことを検討してはどうかとの指摘が合った。

なお、平成１８年６月より、食品安全委員会の電子メールマガジン「食品安全委員会ｅ－マガジン」を週一回発刊しているが、この他にも適時に情報を発信できるシステムを構築し、活用することにより、審議の経過と結果に対する透明性を確保しつつ、利害関係者の自由活発な発言を促せる方法を検討することも、今後の課題である。

(2)　意見交換会の開催

取組

食品安全基本法施行後に、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省が連携して開催した意見交換会は、平成１８年６月末までに全国各地で２２９回（うち東京での開催は５５回）を数える。

これらの意見交換会への参加者は、各回当たり数十名から数百名であり、その合計は延べ約３万７千名となっている。

意見交換会のテーマ別に見ると、関係者の関心の深い食品健康影響評価やリスク管理措置に対応して、牛海綿状脳症（BSE）関係が１３１回、食品中の残留農薬対策関係が３２回、輸入食品関係で１３回、魚食・メチル水銀関係が１０回、遺伝子組換え食品関係が２回等となっている。

食品安全委員会の実施した参加者アンケート等から参加者の構成を関係者

別に見ると、消費者２５%、食品関連事業者２５%、行政関係者３２%、その他（研究、マスコミなど）１８%となっている。また、年代別の構成を同様に見てみると、３０歳未満６%、３０歳代１６%、４０歳代２９%、５０歳代３１%、６０歳代以上１８%となっている。男女別に見てみると、男性６８%、女性３２%となっている。

また、食品安全委員会の実施した BSE 関係の意見交換会におけるアンケート回答者を参加回数別に見てみると、初めて参加したとする人は２４%、複数回参加しているとする人が７６%と増える傾向にある。

意見交換会の開催の周知については、主催者側からは、各府省のプレスリリース、ホームページ、メールマガジン、各府省から関係自治体、団体等への通知などがされている。参加者のアンケート結果等をみると、個人で申し込む一般消費者は少なく、所属する会社、団体からの知らせによって開催を知ったとする方が多い状況となっている。

周知期間については、最短で開催日の６日前から、最長で５５日前にプレスリリースされている。平均すると、開催日の２０日程度前から周知されている状況である。食品健康影響評価案の意見・情報の募集期間に合わせて実施する場合、米国産牛肉のリスク管理措置関係など全国各地で開催する場合などは、専門調査会等における調査審議や会場設定などの事情等から周知期間が短くなる傾向がある。

意見交換会の形式については、①情報内容の正確な伝達が主な目的の場合は、専門家、行政からの説明の後に会場参加者と意見交換を行う形式、②テーマに対する見解が多様で、課題の整理や問題点の抽出を行うことで意見交換会がスムーズになると判断される場合は、パネルディスカッション形式、③課題や問題がどこにあるか抽出することが必要な場合や、関係者の相互理解が主たる目的の場合は円卓形式による議論など様々に試みつつある。

開催時期についても、食品健康影響評価結果案に対する意見・情報の募集期間中に行うなど工夫をしたケースもある。

課題

意見交換会の開催については、マスコミ報道等による迅速な情報提供等により、問題の所在や、各関係者の問題に対する立場や意見、その時点でどのような段階まで議論が進んでいるのか、その後どのように進んでいくのか等について、全国の関係者に見えやすくし、各々の対応を考えるための参考となる機能を果たしてきていると考えられる。

しかし、リスクコミュニケーションとして、各関係者の間の多方向の意見・情報の交換を行い、政策決定に反映させていくための機会としては、以下のような問題点が指摘されている。

ア　主催者側からの一方的な情報提供による評価結果や管理措置を押しつけているような印象を与えている場合がある。

イ　主催者側からのメッセージのポイントの整理（目的、主旨の説明など）が不十分なことから、参加者の議論がかみ合わない場合がある。

ウ　消費者、食品関連事業者、生産者、行政関係者、専門家など関係者が一堂に会する意義はあるものの、出席者の間で問題に対する知識、関心に相当の違いがあり、内容の消化不良や不満がある。(説明や配布資料、会場での議論が、さまざまな関係者からの要望にすべて対応できるものではないために、これを難解に感ずる参加者と、物足りなく感ずる参加者がある。)

　関係者ときめ細かな情報交換ができるよう例えば資料については概要版と詳細版の２種類を配付するなど様々な工夫が必要である。

エ　食品安全委員会ではリスク分析や、リスク評価の考え方、リスク評価の結果について、多くの関係者に周知し、情報交換をすることを主な目的として意見交換会を開催してきた。しかしながら、周知方法、開催方法、テーマの選定、説明資料、会の進行などが、この目的に必ずしも合致していなかったことから、ある程度成果をあげてきたものの、関係者に広く普及するには至っていない。

　リスク評価について、詳細な議論をするためには、専門的な知識も必要となる。また、関係者それぞれの役割に対する相互認識も必要である。

　これらの点については､目的に合ったリスクコミュニケーションの手法(すなわち、意見交換会だけでなく、他の媒体を活用した周知方法や、ターゲット、テーマの絞り込み等）の検討をしながら改善する必要がある。

オ　リスク評価に関する意見交換会においても、評価の内容よりは、評価に基づいて予想される管理措置に対する意見が多く、リスク評価者では回答できない場合がある。これには目的、趣旨を明確にし、リスク評価とリスク管理をはっきり区分した意見交換会がよいのか、リスク評価、リスク管理どちらの意見にも対応可能な体制の意見交換会がよいのか議論する必要がある。

カ　関係者の代表や学識経験者によるパネルディスカッション方式については、論点の整理が効率的に行える点で評価されているが、会場参加者の発言時間が不十分となる等の不満がある。他方、会場参加者との質疑を重視すると、議論を十分に深めることができない可能性がある。

　パネルディスカッションを効果的に行うためには、パネリスト同士の意見交換の時間を十分確保することが重要であり、そのためにはさまざまな立場の関係者の考え方を理解し、意思疎通を図ることができる者を必要とするがその確保が困難な状況にある。

キ　意見交換会のテーマによっては、関係者の利害が明らかに異なっており、

また国からの情報提供が主となり、充分な意見交換には至らず、複数回開催しても、同じ主張の繰り返しに留まっているケースもある。また、関係者間の対立が鮮明になる場合も見うけられ、特に、BSE 問題に関する意見交換会で、そのような傾向が見られた。国が主催する大規模な意見交換会の場では、限られた時間に多様な利害関係者間での相互理解に至るまでに議論を深めていくことは難しく、自治体や関係する消費者や業界の団体等の協力を得て少人数での意見交換会も含め、さまざまなレベルで多様な意見交換の試みを行う必要があろう。相手の考え方を理解した上で、ではどうするか等を考えていくための意見交換の方法を検討する必要性が示唆される。

(3)　意見・情報の募集

取組

これまで、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価案や評価のためのガイドラインなどに関する意見・情報の募集は１３５件（平成１５年７月～平成１８年６月）、厚生労働省、農林水産省及び環境省のリスク管理措置に関するものについては、農林水産省では１５４件（平成１５年７月～平成１８年６月）、厚生労働省で平成１７年度において２３件、環境省において平成１６年度に１件、意見・情報の募集が行われている。これらの意見・情報の募集は、電子メール、ファクス、郵便を通じて行われている。

食品安全委員会においては、寄せられた意見・情報を担当の専門調査会に送り、意見・情報の数が少ない場合は、その全てに対して個別に専門調査会の考え方を記した回答を作成している。意見・情報の数が多い場合は、同趣旨のものをひとまとめにした上で、専門調査会の考え方を記した回答を作成している。これらの質問回答資料は最終的に委員会で議論され、最終的な食品健康影響評価等が決定されている。厚生労働省、農林水産省においては寄せられた意見・情報に対して考え方を示し、意見・情報を考慮した上で規格基準の設定等リスク管理措置の策定にあたっている。

課題

意見・情報を提出しても、それがどのように議論、反映されたのかが分かりにくいとの指摘がある。具体的にはリスク評価に関する意見・情報の募集の際にも、リスク管理に関する意見・情報が寄せられることがあり、多くはリスク管理機関に伝える旨のみ回答している。このことから、このような場合には、リスク評価機関とリスク管理機関の役割分担を踏まえつつ、リスク管理機関においてリスク管理措置が決定された段階で、その内容等についてリスク評価機関からも情報提供できるよう検討する必要がある。

(4)　関係者との意見・情報の交換（国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者、メディア、学会等）

取組

食品安全委員会においては、これまで、消費者、地方公共団体、食品関連事業者、メディア等の関係者と委員との懇談会を随時開催しており、また、都道府県や市町村との連絡会議や関係団体との共催による意見交換会の開催、地方公共団体等への講師派遣を行っている。

厚生労働省では、食中毒事件の対応や、制度の導入、その他食品衛生行政の推進において常に都道府県、政令市との連絡や情報交換を行っている。また、全国各地での意見交換会の際には、開催地自治体との共催や地元の消費者団体、食品関連事業者等との連携により意見、情報の交換を図っている。

農林水産省では、定期的に「消費者等との定例懇談会」を始めとして、消費者、食品関連事業者等との意見交換会を開催している。また、地方農政局や農政事務所による地域におけるシンポジウム、セミナー等を開催するとともに、小・中学校等への出張講座の実施や講師の派遣を行っている。

課題

種々のアンケート調査によると、国民の大部分は、食品の安全性に関する情報を新聞や放送から得ており、正しい科学的評価や、実際に行われている管理措置、リスクコミュニケーションの結果とは異なった情報が流れ、関係者の間で誤解を生ずることのないように、メディア関係者への的確な情報提供や、十分な意見の交換が重要である。

今後、地方公共団体や消費者、関係する業界の団体等の協力を得てさまざまなレベルで多様な意見交換の試みを検討する必要がある。

(5)　ホームページ、電子メール、印刷物等による情報発信

取組

各府省とも、食品健康影響評価、リスク管理措置に関する意見・情報の募集、各種会合の開催、その他食品の安全性確保に関する情報の発信に当たっては、それぞれのホームページにほぼ網羅的な情報を毎日更新するなど即時性を重視した運営がなされている。また、各府省間の項目のリンクも進んできている。

食品安全委員会では平成１８年６月２日より、食品安全委員会、専門調査会、意見交換会の議論の結果概要を中心としたメールマガジン「食品安全委員会メールマガジン（通称：「食品安全委員会ｅ－マガジン」）」を発刊した。これは週１回発信しており、６月末日時点での登録者数は２，４１９人である。

農林水産省では、メールマガジン「食品安全エクスプレス」（平成１８年６月末日現在の登録者数：１万５，２０２人）において、農林水産省及び関係府省、機関による報道発表資料、意見・情報の募集、委員会、審議会、意見交換会等の会合開催等の情報を毎日発信している。また、ホームページに「子どものためのコーナー」を設置して子供や子供を持つ親に分かりやすい食と

農の情報提供を行っている。

印刷物については、各府省とも、随時パンフレット等を作成し、地方公共団体、消費者団体、事業関係者等に配布しているが、作成部数は限られている状況である。また、子供向け、高齢者向け、外国人向け等の対象者別の資料作成の要望がある。

食品安全委員会では子供向けのパンフレットとして『科学の目で食の安全を守ろう』を平成１８年６月に発行した（７０，０００部）。また、食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果を視聴覚にも訴えることにより、一般の方々にも分かりやすく伝えるために、DVD『気になるメチル水銀－妊娠中の魚の食べ方－』を作成した（平成１７年度食品安全確保総合調査事業）。本DVD は、保健所などハイリスクグループとされる人々がアクセスしやすい機関や、一般の希望者に配付した（２０００部）。

課題

各府省のホームページは、使いやすさについても、随時、改善が加えられてきているが、「利用者が得たい情報になかなかアクセスできない」、「資料の分かりやすい解説が欲しい」、「Q&A を充実してほしい」等の要望は、依然として後を絶たない。今後とも、利用者の意見を聞きつつ、利便性を向上させていく必要がある。また、各府省のメールマガジン、印刷物による情報発信も、充実してきているが、発表前に専門家や関係者以外に分かりやすさのチェックを依頼するなど、今後とも、読者の構成や反応を見ながら、内容や発信の頻度等を検討していく必要がある。さらに、海外の関係者からは、わが国の食品の安全性確保に関する評価、施策についての最新情報を外国語で発信してほしいとの要望が寄せられている。

わが国は輸入食品への依存が高く、海外の関係者にもわが国の食品安全関係の評価、施策について広く周知していくことが重要であり、今後、外国語での情報提供についての、充実と、ホームページを活用するなどして海外からの情報の紹介等について検討していく必要がある。

(6)　電話、ファクス、電子メール等による問い合わせへの対応

取組

食品安全委員会では、事務局に「食の安全ダイヤル」を設置し、平日の１０時から１７時まで専任の相談員を配置して電話、ファクス、電子メール等による種々の問い合わせに対応している。食品健康影響評価に関するもののみでなく、広く食の安全一般に関する問い合わせが寄せられている状況である。これらの問い合わせのうち、リスク管理に関するものについては、厚生労働省、農林水産省等に問い合わせの上対応し、概要については、その都度、食品安全委員会、リスクコミュニケーション専門調査会に報告されている。最近の問い合わせ件数は約７０件/月となっている。また、「食の安全ダイヤル」に寄せられた問い合わせ等は項目毎に Q&A の形にまとめて食品安全委員

会のホームページに掲載されている。

課題

食の安全ダイヤルは、食品安全委員会の取組みに関するモニタリングとしても、重要な情報源である。半年～１年単位で、どのような問い合わせ、意見が寄せられているのか、発信した情報に対する反応等を、データとして分析し、リスクコミュニケーションに活用していくことも重要である。

(7)　食品安全モニター

取組

食品安全委員会では、食品の安全性に関し一定の知識を有する全国 470 名の食品安全モニターからの報告を得たり、同モニターを対象としたアンケート調査などを実施している。モニターからの報告、アンケート調査結果については、随時、食品安全委員会及びリスクコミュニケーション調査会に報告されている。また、年 1 回、地域ブロックごとに食品安全モニター会議を開催し、意見・情報の交換を行っている。

課題

食品安全モニターについては、大学等で食品に関係の深い学問を修了していること、食品に関係の深い資格を持っていること又は食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあることを要件としているが、こうした要件を緩和し、より広い消費者が応募できるようにすべきとの意見がある。

モニターは身近なコメント提供者であり、食品安全委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡し的な役割も期待されることから、より一層の有効活用を図るとともに、その意見を詳しく分析し、さまざまに活用することを検討していくことも必要である。

(8)　調査及び研究

取組

食品安全委員会では、平成１５年度より民間調査機関に委託して、諸外国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの状況把握、いわゆる「風評被害」の分析、意見交換会等のリスクコミュニケーションの評価方法の開発、インターネットによる意識調査等を実施している。

また、平成１７年度より、「食品健康影響評価技術研究」の一環として、リスクコミュニケーション分野の研究を公募により行っている。

厚生労働省では、厚生労働科学研究事業の「食品の安心・安全確保推進研究事業」において、「健康保護を目的とした食に関するリスクコミュニケーションの進め方に関する研究」を平成１５年度より実施し、行政機関からの情報伝達の在り方や国民の情報認知についての調査・研究、リスクコミュニケーションのトレーニングプログラムの開発などに関する調査研究を行ってい

る。

課題

実施されているリスクコミュニケーション関係の研究については、食品安全委員会で実施したものにあわせて、各府省における調査も含めて、今後、その成果を活用すべく、適宜、リスクコミュニケーション専門調査会においても内容の報告を求め、あるいは公開の報告会を開催するなど検討する必要がある。

(9)　諸外国との連携

取組

食品安全委員会では、民間調査機関に委託して、オランダ及びカナダの食品関係のリスク評価機関のリスクコミュニケーション担当官を招聘し、ワークショップを開催している。(詳細については、調査事業結果の項参照のこと)。また、国際機関や各国の食品安全関係行政機関と連携して、海外の食品安全関係の情報を入手の上、委員会のホームページ上に食品安全総合情報システムとして公表し、関係者の利用に供している。

課題

わが国においては、食品の安全性確保の分野でのリスクコミュニケーションの歴史は浅く、その改善のためには、今後とも、この分野での経験が豊富な諸外国との連携を図っていく必要がある。また、食品の安全性についての考え方は、食文化や制度の違いなどから、国により異なっていることが多い。

このため、特に輸入食品に依存する度合いが高いわが国としては、わが国の食品の安全性についてのリスク評価や管理措置、関係者の考え方などを諸外国に積極的に発信していくことはもとより、諸外国の食品の安全性確保に関する評価、管理施策や関係者の考え方などの情報を国内の関係者の間で共有した上で、諸外国の関係者と意見・情報の交換をしていくことが重要と考えられる。

(10)　食育への取組

取組

平成１７年７月に施行された食育基本法に基づいて、平成１８年３月に策定された食育推進基本計画においては、食品の安全性の確保に関する情報提供についても食育推進の重要な柱の一つと位置づけており、リスクコミュニケーションを充実させ、国民の食品の安全性に関する基礎的な知識が豊かになる一助とすることとしている。

このため、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省では、まず、このための意見交換会を開催するなど、リスクコミュニケーションを通じていかに食育の推進に貢献していくかについて、着実に検討している。

平成１８年６月５日、「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）－リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか－」を、約２００名の参加を得て開催した。

また、平成１８年６月２４日に開催された第１回食育推進全国大会（主催：内閣府、大阪府、来場数：１０２００名）に、食品安全委員会もブース出展し、食品の安全性確保のための「リスク分析手法」についての理解促進と、食品安全委員会の役割を紹介したほか、ブースに訪れた参加者に対し、食の安全に関する意識調査を行い、９５０名超の方より回答を得るなど取り組みが始まっている。

課題

平成１８年６月５日に開催された「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）－リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか－」で行ったパネルディスカッションにおいて、大事な情報、地味な情報はきちんと伝わらない傾向にあり、解決策として、情報を発信する側では、いわゆる簡素化した「分かりやすさ」ではなく、評価や管理措置の論理をきちんと説明すること、あるいは具体的な数値を出してその数値の意味するところをきちんと伝えるといった情報の提供方法に工夫が必要であること、また情報を利用する側には、情報を読み解く力、情報を使う力を身に付ける訓練が必要であることが示唆された。

平成１８年６月２４日に開催された第１回食育推進全国大会で実施したアンケートによると、「食の安全について、とても、あるいは少し不安」と答える人は、約９０％で合った（全回答者数９５８）。一方「食品企業や、行政に質問をしたり意見をのべたことがある」と答える人は、２０％弱で合った。食育の場面においても、食の安全について、情報提供を充分に行うことの重要性が示唆された。

４．改善の方向性

（１）　総論

リスク評価機関とリスク管理機関の連携はもとより、行政、消費者、事業者、生産者など食の安全に関わるすべての関係者が正しくリスクを認知して、他の関係者の立場、考え方を理解し、今後の進むべき方向について考えることができるようにしていくことを目指す。このため、現行のリスクコミュニケーションを改善するための目標として、以下を掲げることとする。

①　関係者間の情報基盤の共有をより向上させる。
②　意見・情報の交換の双方向性をより向上させる。
③　意見・情報の交換の効率をより向上させる。

（２） 各論

実行可能で直ちに取り組むべきと考えられる対策として以下を掲げる。

① 関係者間の情報基盤の共有

ア　内容、対象を絞った意見交換会の実施

政府が行う意見交換会は主に、関係者が情報を相互に交換することにより、情報の共有化と信頼を確立することを目的としている。

現在、実施されている意見交換会は、食品の安全性に関心のある関係者が１００～３００人程度が参加して開催されるのが一般的となっている。このような形式は、今後も継続するが、より有意義な意見交換を行うためには、地方公共団体や業界団体、消費者団体の協力を得て、意見交換会の開催目的、交換する情報の質や量、関係者の関心などに合わせて、地域、対象、参加人数を絞った形のきめの細かい意見交換会などの開催方法を検討する必要がある。

イ　コミュニケーション・ツールの開発

リスクコミュニケーションを有意義に進めるには、科学的な議論を一般にも分かりやすい形とした資料の提供が重要である。現在提供されている資料は必ずしも十分なものとは言えない。対象を絞り、平易かつ正確性を失わない資料の作成に努めていく必要がある。

ウ　リスクコミュニケーターの養成

効果的な意見交換会を実施するには、事前に目標、主な論点の整理、伝えるべきメッセージの確認を行うとともに、意見交換に関わる関係者間の意思疎通を円滑にすることが重要である。このためには、食品のリスクに対する他の関係者の立場や発想、考え方を理解し十分な意思疎通を図ることができる消費者、事業者、専門家等各関係者間のリスクコミュニケーションを支援・仲介できる能力を有する人（リスクコミュニケーター）の養成が必要である。

具体的には、消費者、事業者など関係者を対象とした、ロールプレーイングなどを含むリスク分析関係の研修の実施などを検討する必要がある。

エ　情報公開における改善

会議における発言をそのまま書き起こした現状の議事録は、公開されるまで時間がかかり、迅速に情報を得たいと考える関係者の要望に十分に応えられていない。そこで議論の要点やまとめを分かりやすくタイムリーに公表するよう努力していく必要がある。また、公表するまでに時間はかかるが、会議の詳細な発言経緯を確認したいというニーズにあわせて、従来どおりの議事録を入手できるようにするなど、多様なニーズに対応できる

情報公開のあり方について検討していく必要がある。

②意見・情報の交換の双方向性の確保

ア　意見・情報の募集、検討経過の周知と反映

　意見・情報の募集に当たっては、検討の経過が分かるようホームページ等を通じて十分な情報提供を行うことが必要である。

　また寄せられた意見・情報が、どのように反映されたかがわかるように表現するよう努めるとともに趣旨が同様なものを取りまとめて扱う場合には、同趣旨のものがどの程度寄せられたのかを明示する等の対応が必要と考えられる。

イ　メディアカバー調査（マスメディア報道とその影響等の分析）の実施

　双方向の意見・情報交換を実施するためには、評価結果等の情報について、新聞や放送にどのように報道され、関係者がどのように受け止め、どのような行動をとるかについて把握、分析し、その後の情報発信に資していくことが重要である。このため、マスメディア報道とその影響等を分析するメディアカバー調査を実施し、調査結果をメディアに提供するなど積極的に活用していく必要がある。

ウ　パネルディスカッションの活用

　パネルディスカッション方式では、会場参加者の発言時間が不足するという意見があるものの、大規模な意見交換会においては、時間的な制約などから、多数の参加者の間で双方向の意見・情報交換を行うことは困難が多い。このため、意見の対立がある場合については、多様な立場のパネリストの間で徹底した討論を行ったり、必要な場合には同じパネリストが同じテーマで討論を複数回行うことなど意見交換会の時間に合わせてパネルディスカッションの形式を工夫することにより関係者の相互理解を促進することが有効である。

③　意見・情報の交換の効率の向上

ア　メディアトレーニングの実施

　多くの国民は情報の入手先をマスメディアに依存しているため、情報発信者は、マスメディアに対して正確で分かりやすい説明を行うことが重要である。このことから、情報の発信者である食品安全委員会委員や、リスク管理措置の責任者である行政機関の職員等を対象に、メディアへの情報の発信方法等を強化するメディアトレーニングの実施を検討する必要がある。

イ　フォーカスグループインタビュー等の実施

フォーカスグループインタビューは、対象を限定し１０名前後の規模で開催されるため、対象がどのようにリスクを認知しているか等の確認が行いやすいので、施策実施のための背景情報を得るために有効な手段として欧米諸国では広く導入されている。

また、普段は、食の安全に関して、能動的、積極的な行動をとらず、意見を言わない層の意見や意識を把握するのにも適しているといわれている。一方、食品安全委員会でも食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する調査において、リスクコミュニケーション手法としてフォーカスグループインタビューの導入効果を評価することから、その評価結果等も考慮しながら、リスクコミュニケーション実施のための背景情報を得るために、フォーカスグループインタビューの導入についても検討する必要がある。

ウ　リスクコミュニケーションの評価手法の開発

情報基盤の共有、意見・情報の交換の双方向性、効率などリスクコミュニケーションの有効性を適切に評価する手法を開発し、随時、リスクコミュニケーションの改善を図っていく必要がある。調査・研究結果を効果的なリスクコミュニケーションに役立てるためにリスクコミュニケーション専門調査会への報告を行う。

５．今後検討すべき内容

これまでの取組を通して得られた課題やリスクコミュニケーション専門調査会での議論を踏まえて改善の方向性を示した。改善の方向性の検討を、効果的に進めるため、今後さらに検討すべき内容として、以下のようなものが挙げられる。

（1）　*リスクコミュニケーションの検証*

意見交換会で実施した内容やアンケート結果については、リスクコミュニケーション専門調査会で報告を行っているが、今まで実施した意見交換会で得られたものを今後の効果的なリスクコミュニケーション手法の提案につなげるために、意見交換会の実質的な取組の内容と成果、教訓について十分に吟味していく必要がある。また、アンケート結果については、適宜、リスクコミュニケーション専門調査会で報告を行っており、その都度改善すべき点等の議論がなされているが、開催目的の設定、参加予定者の要望の把握についてその妥当性についても検証する必要がある。また、開催後の結果から、テーマ、開催方法、参加者属性などと、満足度、目標達成度について、アンケート結果やマスコミへのとりあげられ方なども分析する必要がある。

また、食の安全ダイヤルに寄せられる意見、質問等についてもリスクコミ

ュニケーションの改善のためのデータとして収集・整理する必要がある。

（２）　審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方

リスク評価機関における透明性・独立性の確保の観点を踏まえ、審議と詳細な議事録を公開することと、審議の要約を公開することのメリットと、デメリット及び、審議を公開しない場合のデメリットや、これらによる人々の信頼性確保への影響を考慮し、効果的な審議、議論を行う方法についても、今後検討していく必要がある。

（３）　地方自治体との協力

自治体が行うリスクコミュニケーションへの支援方法について、地方公共団体の要望や国からの情報の周知など、有効な方法、仕組を、地方公共団体と共に検討する必要がある。

（４）　諸外国との連携

食生活など社会的背景が異なる諸外国における関係者の食品リスクについての考え方や専門家、政府の情報提供のしかたなどについて分析するとともに、我が国のリスクコミュニケーションに関する情報も諸外国に発信し、海外からの情報も紹介する仕組の構築について検討する必要がある。

（５）　食育

食育を行う現場として、学校教育における食育の取り組みも、検討されているところであるが、学校で使用される教材等について、安全に関する正しい情報が提供がされるよう、食品安全委員会としても積極的な情報提供、働きかけを行う必要性がある。

６．おわりに

（１）　本取りまとめは、食品安全行政の改編後３年間を経たところでのものであり、この間、国が実施しているリスクコミュニケーションの取り組みに対する課題について、改善の方向性を「関係者間の情報基盤の共有」、「意見・情報交換の双方向性の確保」、「意見・情報交換の効率の向上」の三項目に整理した上で、それぞれについて取り組み可能な改善策を示した。現時点で具体的な改善策を示すことが難しい問題もあることから、今後さらに検討を進め必要に応じて見直していくべきである。

（２）　本取りまとめに基づいて、国が実施するリスクコミュニケーションが適切に改善されるべきであり、そのためには必要な組織体制の強化と人材の養成が行われるべきである。

（３）　また、各関係者においても、リスクコミュニケーションの趣旨を十分理解し、より一層、積極的かつ建設的にリスクコミュニケーションに参画していくよう努力していくべきである。

（表１）

これまでの発表とリスクコミュニケーション専門調査会での議論

発表者	報告･指摘事項	議論の内容(今後のリスコミのために取組むべき方向性など)
ＮＨＫ番組制作局「週刊こどもニュース」チーフプロデューサー田熊邦光氏 (H17.7.4)	･情報を絞り込み削っていくことが肝心。 ･納得できるまで何度でも書き直し、作り直しをすることが大事。 ･誰に伝えたいのかターゲットを考えて制作することが重要。	･情報を理解しやすく絞ることと、本質を伝えることを両立するための方法の検討。 ･専門的な情報を平易かつ短時間に伝えるための専門性、技術が必要。（7分間が限度。オーバーフローに要注意） ･あらかじめ概念のない人に説明を試みて効果を見ることも重要。
群馬大学教育学部 高橋久仁子氏 （H17.8.1）	･フードファディズムをなくしていことが重要。 ･ステイクホルダー間で、情報を共有することが重要。 ･危害要因を含む食品の危険性は量で決まるという考え方が整理されていないのが現状。	･メディアリテラシーの涵養 ･良い情報、信頼性のある情報の伝達方法の検討。 ･用量-反応関係など量の概念について消費者理解を深めることが必要。（リスクリテラシー） ･学校教育における食の安全性教育、食育の機会を重視すべき。
サントリー株式会社お客様コミュニケーション部シニアスペシャリスト　近藤康子氏（H17.8.31）	･ネガティブな情報を伝えないのではなく、「お客様が知りたいことに応えていく」という姿勢をアピール。 ･Risk Findingの能力をつけることが必要。 ･データをできるだけ早く、広く、わかりやすい言葉で公表する必要があるのではないか。 ･リスクコミュニケーションのサイズ、場所、対象を工夫し一般消費者と接する場をもってほしい。	･消費者の安全意識と関連づけて「デメリット情報」を具体的に伝えることのメリットを明確にすべき。 ･消費者の情報の判断力を強化するための取組みが重要。 ･科学者、専門家に日常の生活者の視点をインプットすることが必要。 ･すべて国主催とするのではなく、消費者センター、コミュニティセンター、大学祭などとの連携を検討すべき。
株式会社すかいらーくグループ総合品質保証部長　三牧国昭氏　(H17.8.31)	･購買管理規定と食品衛生定量管理により、提供する商品の安全性を確保。 ･食品衛生問題は起こりうるものだと認識すべき。その上で、被害者救済、被害拡散防止、原因究明、再発防止の対応 ･ステイクホルダーの利害がからんで、それぞれの立場の意見を検証することが難しいのではないか。 ･今後発生するであろう食の問題の開示、ガイドラインの作成など基本的対応を示して欲しい。	･事業者と消費者の健全な緊張関係の構築 ･安全基準等の国内外差異について考えてみることも重要。 ･企業は消費者団体のHPも活用も検討してもいいのではないか。

消費科学連合会 副会長犬伏由利子氏（H17.9.13）	・丁寧な説明なしに情報だけが伝えられていることにより、不安が増大する。 ・利害関係者の率直な思いに基づいて話し合いができれば、納得につながる。 ・生半可な知識で変な推測をすることのないよう判断力を養う教育が必要。	・「不安を増大させる事柄」の要素を分析した上で対応法を考えていくべき。 ・食育においては、リスクの判断力を養うことが重要。家庭科教育との連携が必要。 ・事業者は、消費者の声を単なるクレームとしてではなく、事業者にとってもプラスになる情報として取り上げていこうとする機運をさらに高めていくべき。
全国消費者団体連絡会事務局長 神田敏子氏 （H17.9.13）	・政策作りの過程にステイクホルダーの参画が必要である。 ・消費者の意見が政策決定にどのように反映されたのかが不明確である。 ・情報の裏付け、根拠、理由を示すべき。 ・「消費者力」アップが必要。 ・選択力、判断力をつけることに役立つ内容・方法を求めたい。（食育） ・食べる機会をとらえての情報提供が重要。（食育）	・リスク管理とリスク評価の役割に関する説明の方法を考えるべき。 ・参加型リスクコミュニケーションへの参加の保証が確保されるべき。 ・具体的な生活の題材を取りあげた教育が必要。 ・昨年のメチル水銀の時のようにリスクと魚食のメリットを分かりやすく伝えていくことが重要。
全国漁業協同組合連合会常務理事 新蔵敏彦氏 （H17.9.27）	・我が国漁業では、売り手市場から買い手市場への市場の変化とともに、品質管理、衛生管理の考え方が変化している。 ・正確にスピーディに情報を公開し、具体的な改善結果を伝えることが重要。 ・昨年のメチル水銀のリスクコミュニケーションは漁業側からも評価できる。	・「買い手」「消費者」の要望を聞くシステムが必要。 ・生産者からの情報提供の必要性、方法 ・いわゆる「風評被害」の影響と予防に関する検討が必要。
農業 門傳英慈氏 （H17.9.27）	・生産者と農協の情報・意見の交換が必要かつ密になってきている。農家も栽培履歴の重要性は認識している。 ・国民運動としての食育の推進が必要。（食育） ・都道府県、市町村の取組に温度差がないようにすべき。（食育） ・高齢者の知恵の活用（食育） ・「五健」（土、農、食、人、国の順に健やかになると考えること）の認識が重要。	・「意図しない混入」の許容範囲に関して生産者、流通関係者、消費者間の議論と検討が重要。

東京都福祉健康局健康安全室食品監視指導課長 小川誠一氏 （H17.10.17）	・自治体では、地域の事業者、住民と一体協力が必要。食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、HPを運営している。 ・大消費地としての特性を踏まえた自主回収報告制度等を実施している。 ・視覚に訴える情報提供など、曖昧でなくはっきりと伝えることが重要。 ・国は企画段階から戦略的に結果を見通しながら全体像を把握出来る人を養成すべき。 ・国は意見交換会など自治体と共同開催する等の連携を図るべき。 ・国は国民の受け止め方に関する情報の定期的に把握し公表すべき。	・関係者からの情報を収集するシステムが必要。 ・直接、住民と接する機会の多い自治体への情報提供、自治体のリスクコミュニケーション担当者の養成が重要。 ・都のネットフォーラムなどインターネットを利用したリスクコミュニケーションについて国も可能性を検討すべき。 ・ステイクホルダーへの情報提供について、国と地方との役割分担についての検討が必要。
熊本県環境生活部食の安全・消費生活課課長補佐 成尾雅貴氏 （H17.10.17）	・熊本県食の安全対策会議を設置し、各部局の連携を強化。くまもと食の安全県民会議を運営。 ・Q&A、食育ドリル等のコミュニケーションツールを工夫している。 ・食の安全安心市町村ネットワークにより、県より直接地情報伝達。地域単位のフォーラムも開催。 ・九州・山口地域食の安全安心行政ネットワークにより、各県間の情報伝達・共有を促進。 ・ポジティブリスト制の導入を控え、検査体制とその結果の迅速な公表体制を整備中。	・地域に合ったコミュニケーションツール作成を支援すべき。 ・県民会議等で出された意見・情報の中で、国や他県にも伝える必要のあるものを流通させる仕組みが必要。 ・地域で出された意見等が地域の政策にどのように反映されているか、国も情報収集し、結果を周知することを検討すべき。
慶應義塾大学商学部助教授 吉川肇子氏 （H18.3.20）	・コミュニケーションの計画をたてる際には、コミュニケーションの相手について、何を知っていて、何を知らないのか、関心の程度などを知らなければ、効果的に推進できない。基礎情報がない状態で、思いこみで進めると失敗する。 ・食品については、他の科学技術に比べて、リスクが低いとの認識であるが、一方で、ベネフィット情報には非常に敏感であるということも知られてい ・情報を絞り込み削っていくことが肝心。控えめに伝えることにより、伝えるべき人に情報が伝わっていない可能性がある。また、予想外の推論を招くことも懸念される。 ・不確実性が伴うリスクについて、その範囲（定量可能なものに限定、可能でなくても広義として取り扱うなど）をめぐり、コミュニケーション上の食い違いが見うけられる。	・コミュニケーション計画をたてる上で、基礎的情報（社会調査（アンケート調査、フォーカスグループインタビューなど）によるデータ）の収集が必要。 ・政府が出した情報について、情報提供の前後で、その認知率のチェックなどをしてはどうか。

	・科学的と言えども、政治的、社会的な判断の排除は不可能という立場もある。	
順天堂大学医学部衛生学教室助教授 千葉百子氏 （H18.3.20）	・生活している環境の中で採れたものを食べていても、健康被害を起こすことがある。（例：水俣病、イタイイタイ病など） ・「健康影響評価」「食品の安全性」と言った場合には、有害物質に関する評価をイメージしがちだが、健康影響には、必須成分の欠乏ということもある。これらについての評価のあり方も今後の課題である。	・食の安全、健康につながる施策のためには、食品そのものだけではなく、環境、栄養など、広い分野にわたる整備が必要である。 ・国から提供する情報が、人々に印象的に伝わるような工夫を考えてはどうか。（特に、優位性を強調した宣伝等との比較において）
日本経済新聞科学技術部編集委員 中村雅美氏 （H18.3.20）	・情報伝達に必要な要件として、事実、タイミング、方法が挙げられる。これらのうち、どれかがゼロになれば、すべてゼロになる。 ・正しいコミュニケーションのためには、情報の透明性、公平性、アクセスの容易さが重要である。アクセスの容易さは特に重要。 ・情報に対するミスリードを防ぐためにも、発言、情報が個人的なものなのか、科学界で一般的なものなのかを峻別する必要がある。 ・「市民は科学的な情報は理解できない」ということではない。きちんと伝える姿勢が大切。 ・リスクの捉え方、説明に際して、「家族に説明できるかどうか」は、大切な要件。 ・専門家と非専門家の意識のズレ（専門家は確率で考える、過小評価しがち。非専門家は、自分中心に考える傾向にある。	・消費者が自分なりの基準で責任を持って、選択できるよう、そのために必要な情報について聞かれたら、応えられるように、情報公開をすべき。 ・メディア、専門家、市民の考え方にはズレがあると思われる。照合する機会を設けてはどうか。たとえば、マスコミの報道の仕方と消費者の反応について、照合、分析してはどうか。
東京大学名誉教授 唐木英明氏 （H18.4.25）	・リスク対策には、科学の不確実性を考慮した安全対策（健康対策）と、心理の領域である安心対策（売上げ対策）がある。 ・人間は、白黒判断で危険から逃れる本能と、リスクを評価する理性を持ち合わせているが、自分で判断するより、信頼できる人やみんなが言うこと、とくにメディアを信じる傾向がある。 ・受け入れやすいのは、よく知っているリスク、自分にメリットがある場合、リスク管理者を信頼しているとき。 ・食の安全には、ゼロリスクの個人的願望（理想）とリスク受入れの社会的規制（現実論）のバランスが重要。 ・理想と現実を近づけて不安を小さくするために、信頼できる人（組織）が正しい情報を伝えることが重要。 ・理想論の立場からの理想と現実の調停を消費者団体に期待する。	・専門家とそうではない人との間で、リスクに対する認識に違いがあり、それが、疑問や不信感につながっているのではないか。 ・同じリスクに対しても、人の価値判断は状況によって変わる。とくに科学的推論の不確実性が議論になることが多い。 ・消費者の自立のために必要なことは何か。 ・消費者団体が担う役割とは何か。

	・食の安全への関与は、「利害関係者」ではなく「利害共有者」の立場であるべき。 ・実りある話し合いのための客観的基準として科学が有用。個人差が大きい感情や道徳観は基準となりにくい。	
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長 山本茂貴氏 （H18.4.25）	・「リスクマネージャーとリスクアセッサー」「リスクアセッサーと消費者」「リスクマネージャーと消費者」のコミュニケーションを深めることが重要。 ・リスク評価の結果、特に量的な概念の取扱いの表現が難しい。 ・消費者や業界からの情報収集など、リスク評価に影響を与えるような情報の交換を効率的に行う仕組みが不十分ではないか。 ・リスク管理の効果の検証も重要。 ・リスクコミュニケーションの実施に際し、ステイクホルダーとの情報交換が必要だが、同じ場所、同じスタイルで実施すべきかどうか、疑問である。 ・リスクコミュニケーションでは、伝える情報の内容（管理措置や評価の結果がどの程度の効力があるのか）、時期、規模を検討する必要がある。 ・情報の伝え方として、専門的な言葉を一般的な言葉に直して伝えるテクニックも必要。 ・リスクアセッサーとマネージャーとして、省庁間をコーディネートする人材、システムが必要。	・リスクアセッサーとリスクマネージャーとのコミュニケーションの過程すべてをオープンにするべきかどうか。結果を公開していくことが重要なのではないか。 ・科学的なリスク評価にコスト、ベネフィット、パフォーマンスの概念を入れるべきかどうか。 ・リスク評価とリスク管理の役割をはっきりと分けてしまうとコミュニケーションの壁が高くなり、意図の食い違い、誤解が生まれるのではないか。 ・リスク評価には、データの収集など、リスク管理機関との連携が必要な場合もある。このようなコミュニケーションもとっていることをオープンにしていくべき。 ・諸外国と我が国との対策が異なる場合に、「管理の同等性」と「食品そのものの安全性の同等性」のいずれを評価することが妥当なのか。

（表２）

厚生労働省及び農林水産省におけるリスクコミュニケーション研修の実績

＜厚生労働省＞

○ 平成１７年度

研修等	実施時期	研修の趣旨･内容	講師
「健康保護を目的とした食に関するリスクコミュニケーションの進め方に関する研究」（厚生労働科学研究事業）研究班会議	１０月	海外からの招聘講師によるリスクコミュニケーション･トレーニング･プログラムを実践（関係府省職員も参加した）	スウェーデン国立防衛大学危機管理研究訓練国立センター エリック･K･スターン氏 エドワード･C･デヴェレル氏
保健医療科学院食品衛生管理コースにおけるリスクコミュニケーション研修	2月	地方自治体の食品衛生監視員に対し、2日間の研修を実施	金川甲子園大学教授　ほか

＜農林水産省＞

○ 平成１５年度（7月～）

研修等	実施時期	研修の趣旨･内容	講師
経済企画研修リスクコミュニケーション入門	7月	消費･安全局の課長補佐等が参加し、基本的概念を習得するとともに、プレスリリースの作成や記者発表を実施（講義･実技）	木下甲子園大学学長他4名
消費･安全局幹部セミナー	8月	局長や課室長が、心構えや留意事項について概説を受けるとともに国の行うべきことについて意見交換（講義･意見交換）	木下甲子園大学学長
消費･安全局幹部セミナー	8月	局長や課室長が、ＦＤＡのレポートを題材に心構えや留意事項について意見交換（講義･意見交換）	消費･安全局総合調整官
消費･安全局総括補佐等セミナー	9月	総括補佐等が、基本的概念や留意事項、わかりやすい資料作成について習得（講義）	（財）電力中央研究所 谷口上席研究員 土屋主任研究員

○ 平成１６年度

研修等	実施時期	研修の趣旨･内容	講師
リスクコミュニケーション･セミナー	4月	消費･安全局転入者等を対象に、リスクアナリシスの基本的概念やリスクコミュニケーションの留意事項などについて講義	消費･安全局総合調整官
消費･安全局幹部職員等研修	7月	消費･安全局転入幹部等を対象に、リスクアナリシスの基本的概念やリスクコミュニケーションの留意事項などについて講義	消費･安全局総合調整官

消費･安全基礎研修	5・9・10・11月	地方農政局･農政事務所の職員を対象に、リスクコミュニケーションの基本的概念について講義	消費･安全局担当者
リスクコミュニケーション ワークショップ	5・6・12・3月	地方農政局･農政事務所の職員を対象に、実際に本省で実施するリスクコミュニケーションの傍聴ののち、リスクアナリシスの基本的概念やリスクコミュニケーションの留意事項などについて講義、意見交換会の実習	消費･安全局総合調整官
経済企画研修 リスクコミュニケーション入門	1～2月	本省の職員を対象に、リスクアナリシスの3つの要素に関する基本的概念の講義、プレスリリースの作成や記者発表などリスクコミュニケーションの実習	木下甲子園大学学長 消費･安全政策課長
消費･安全局着任者学習会	3月	消費･安全局転入者等を対象に、消費･安全行政の基礎やリスクコミュニケーションの基本的概念･留意事項などについて講義	消費･安全局担当者

○ 平成17年度

研修等	実施時期	研修の趣旨･内容	講師
地方自治体職員リスクアナリシス研修（農林水産省企画、厚生労働省共催）	6月	地方自治体職員に対し、リスクアナリシスに関する研修を実施	農林水産省消費･安全政策課長 厚生労働省大臣官房参事官 （医薬食品担当） ほか
消費･安全行政担当者研修	6・9・10・11月	地方農政局･農政事務所の職員を対象に、食品安全行政の基本的知識について講義	消費･安全局担当者
リスクアナリシス勉強会	4月	消費･安全局転入者を対象に、リスクアナリシスの基本的概念やリスクコミュニケーションの留意事項などについて講義	消費・安全政策課長
食品安全に係る科学セミナー	12月	全9回のうちの1回として「リスクコミュニケーション」をテーマに開催した。 農林水産省の取り組んでいるリスクコミュニケーションの説明と消費者の立場から情報提供のあり方について講義	和田主婦連合会参与 消費・安全局担当者

（表３）

平成17年度 食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する調査

１．諸外国におけるリスクコミュニケーション事例に関する調査	
（１）諸外国におけるヒアリング調査	
内容	欧州（オランダ、ベルギー、ドイツ、イギリス）において消費者団体等を対象に組織概要、体制、リスクコミュニケーションへの取組等を把握するためのヒアリング調査
結果	･高い政策分析能力、科学的専門性を備え、行政機関と協力して政策･企画･立案に参画している団体が存在 ･消費者のリスク認知を高めるための多彩な職員研修プログラムを提供 ･食品に対する関心は「安全」から「栄養･健康」に移っていく傾向
（２）リスクコミュニケーション担当者による国際ワークショップ	
内容	各国の食品安全に係るリスクコミュニケーションの現状や課題についての意見交換を目的にオランダ、カナダからリスクコミュニケーションの実務経験を有する有識者を招き、国際ワークショップを開催
結果	・ターゲットを絞ったリスクコミュニケーションの必要性を強調 ・消費者は批判する立場から意見を述べる立場へ ・リスクコミュニケーション戦略を立てる上で、フォーカスグループ会議、コンセンサス会議などの有効性を指摘 ・消費者のリスク水準の許容度はハザードごとに違いがあり、リスク許容度の低いものについては意見の聴取を重視すべき ・コミュニケーターの養成、メディアトレーニング、メディアカバー調査の有効性を指摘 ・「公開」が必ずしも「透明性」を確保するものではないのではないかとの指摘

２．リスクコミュニケーション技術等に関する調査	
内容	・「食品に関する風評被害の原因究明と防止」に関する調査として、鳥インフルエンザを対象に社会的影響の定量化や、メディア・カバー（マスメディア報道とその影響）の分析 ・「食品に関するリスクコミュニケーションの評価、効果の測定・判定」に関する調査として、フォーカスグループ調査を実施
結果	・各地域におけるリスク発生状況や行政や発生主体によるその後の対応の差異がメディアを通じた伝搬により、鶏肉等の消費にも影響を与えたことなどを推察 ・消費者は情報の出所が明らかで整合のとれた情報が迅速に報道されることを望んでいること、リスク発生時においては、科学者（リスク評価の専門家）によるコミュニケーションを望むことなどを示唆

３．食品安全委員会が実施する意見交換会の評価	
内容	・意見交換会評価検討委員会を設置し、リスクコミュニケーションの視点に基づく、評価項目等の検討 ・実際の意見交換会の評価を行い、意見交換会の実施方法の改善に向けた提言のとりまとめ
結果	・意見交換会の講演者やパネリストにおいては、事前にキー・メッセージを特定しておくこと、意見交換会参加者の関心がどこにあるかを踏まえ、適切な情報の取捨選択を行うこと、穏やかな表情で対応することなどが必要 ・意見交換会におけるコーディネーターの資質の向上が重要 ・目的やターゲット層を明確にするなど意見交換会の設計の柔軟性が必要

４．消費者の意識調査	
内容	食品リスクに対する消費者意識やリスクコミュニケーションの効果を短期間で的確に把握するため、国民の関心の高い課題や食品健康影響評価を行った個別テーマに関するインターネットアンケート調査
結果	リスク評価について認知している人は少数にとどまること、食品安全情報を入手する媒体としては、マスコミ（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ）が多数を占めることなどを示唆

（表４）

視点	発表者	指摘事項／アドバイス
双方向性	神田	・消費者の意見が政策決定にどのように反映されたのかが不明確 ・政策作りの過程にステイクホルダーの参画が必要
	吉川	・相手の認知度や関心の程度を知らずして、効果的なコミュニケーション推進はできない（基礎情報がない状態で、思いこみで進めると失敗する） ・情報を絞り込み削っていくことが肝心 ・控えめな情報伝達は、伝えるべき人に情報が伝わっていない可能性があり、予想外の推論を招くことの懸念あり
	山本	・消費者や業界からの情報収集など、リスク評価に影響を与えるような情報の交換を効率的に行う仕組みが不十分ではないか ・「リスクマネージャーとリスクアセッサー」「リスクアセッサーと消費者」「リスクマネージャーと消費者」のコミュニケーションを深めることが重要
	小川	・国は国民の受け止め方に関する情報の定期的に把握し公表すべき
	中村	・情報伝達に必要な要件である、事実、タイミング、方法のうち、どれかがゼロになれば、すべてゼロになる ・正しいコミュニケーションのためには、情報の透明性、公平性、特にアクセスの容易さが重要
	門傳	国民運動としての食育の推進が必要（食育）
	議論	・参加型リスクコミュニケーションへの参加の保証が確保されるべき ・「意図しない混入」の許容範囲に関して生産者・流通関係者・消費者間の議論と検討が重要 ・リスク評価とリスク管理の役割をはっきりと分けた場合、コミュニケーションの壁が高くなり、意図の食い違い、誤解が生まれる恐れ ・リスク評価には、データ収集など、リスク管理機関との連携が必要な場合もあり、コミュニケーションをとっていることをオープンにしていくべき
情報基盤の共有	三牧	・ステイクホルダーの利害がからむとそれぞれの立場の意見を検証することが難しくなる ・今後発生するであろう食の問題の開示、ガイドラインの作成など基本的対応を要望
	吉川	・不確実性が伴うリスクについて、その範囲（定量可能なものに限定、可能でなくても広義として取り扱うなど）をめぐり、コミュニケーション上の食い違いあり ・科学的と言えども、政治的、社会的な判断の排除は不可能という立場
	高橋	・フードファディズムをなくしていことが重要 ・ステイクホルダー間で、情報を共有することが重要 ・危害要因を含む食品の危険性は量で決まるという考え方が整理されていないのが現状

視点	発表者	指摘事項／アドバイス
情報基盤の共有	田熊	・情報を絞り込み削っていくことが肝心 ・納得できるまで何度でも書き直し、作り直しをすることが大事 ・誰に伝えたいのかターゲットを考えて制作することが重要
	神田	・情報の裏付け、根拠、理由を示すべき ・選択力、判断力をつけることに役立つ内容・方法を要望（食育） ・食べる機会をとらえての情報提供が重要（食育） ・「消費者力」アップが必要
	中村	・情報に対するミスリードを防ぐために、発言・情報が個人的なものなのか、科学界で一般的なものなのかを峻別する必要あり ・市民は科学的な情報は理解できないことはなく、きちんと伝える姿勢が大切 ・リスクの捉え方・説明に際し、「家族に説明できるかどうか」は、大切な要件 ・専門家と非専門家の意識のズレ（専門家は確率で考え、過小評価しがち。非専門家は、自分中心に考える傾向あり）
	山本	・リスク評価の結果、特に量的な概念の取扱いの表現が困難 ・リスク管理の効果の検証も重要
	千葉	・生活している環境の中で採れたものを食べていても、健康被害を起こすことあり（例：水俣病、イタイイタイ病など） ・「健康影響評価」「食品の安全性」からは、有害物質に関する評価をイメージしがちだが、必須成分の欠乏による健康影響についての評価のあり方も今後の課題
	犬伏	・丁寧な説明のない情報だけによる伝播により、不安が増大 ・利害関係者の率直な思いに基づいて話し合いができれば、納得につながる ・生半可な知識で変な推測をすることのないよう判断力を養う教育が必要
	新蔵	・正確にスピーディに情報を公開し、具体的な改善結果を伝えることが重要
	小川	・国は企画段階から戦略的に結果を見通しながら全体像を把握出来る人を養成すべき

視点	発表者	指摘事項／アドバイス
情報基盤の共有	議論	・メディアリテラシーの涵養 ・良い情報、信頼性ある情報伝達方法の検討 ・用量-反応関係など量の概念について消費者理解を深めることが必要（リスクリテラシー） ・事業者と消費者の健全な緊張関係の構築が必要 ・安全基準等の国内外差異について考えてみることが重要 ・企業は消費者団体のHPの活用も検討してもよい ・昨年のメチル水銀の時のようにリスクと魚食のメリットを分かりやすく伝えていくことが重要 ・いわゆる「風評被害」の影響と予防に関する検討が必要 ・学校教育における食の安全性教育、食育の機会を重視すべき ・食育にては、リスクの判断力を養うことが重要。家庭科教育との連携が必要 ・「不安を増大させる事柄」の要素を分析した上で対応法を考えていくべき ・リスク管理とリスク評価の役割に関する説明の方法を考えるべき ・具体的な生活の題材を取りあげた教育が必要 ・「買い手」「消費者」の要望を聞くシステムが必要 ・関係者からの情報を収集するシステムが必要 ・直接、住民と接する機会の多い自治体への情報提供、自治体のリスクコミュニケーション担当者の養成が重要 ・コミュニケーション計画をたてる上で、基礎的情報（社会調査（アンケート調査、フォーカスグループインタビューなど）によるデータ）の収集が必要
意見・情報の交換の効率	近藤	・ネガティブな情報を伝えないのではなく、「お客様が知りたいことに応えていく」という姿勢をアピール ・Ｒｉｓｋ　Ｆｉｎｄｉｎｇの能力をつけることが必要 ・データをできるだけ早く、広く、わかりやすい言葉で公表することが必要 ・リスクコミュニケーションのサイズ、場所、対象を工夫した一般消費者と接する場
	小川	・視覚に訴える情報提供など、曖昧でなくはっきりと伝えることが重要 ・国は意見交換会など自治体と共同開催する等の連携を図るべき
	成尾	熊本県では、Q&A、食育ドリル等のコミュニケーションツールを工夫している

視点	発表者	指摘事項／アドバイス
意見・情報の交換の効率	山本	・リスクコミュニケーションの実施に際し、ステイクホルダーとの情報交換が必要だが、同じ場所、同じスタイルで実施すべきかどうか疑問 ・リスクコミュニケーションでは、伝える情報の内容（管理措置や評価の結果がどの程度の効力があるのか）、時期、規模を検討する必要あり ・情報の伝え方として、専門的な言葉を一般的な言葉に直して伝えるテクニックも必要 ・リスクアセッサーとマネージャーとして、省庁間をコーディネートする人材、システムが必要
	唐木	・リスク対策には、科学の不確実性を考慮した安全対策(健康対策)と、心理の領域である安心対策(売上げ対策)あり ・人間は、白黒判断で危険から逃れる本能と、リスクを評価する理性を持ち合わせているが、自分で判断するより、信頼できる人やみんなが言うこと、とくにメディアを信じる傾向あり ・受け入れやすいのは、よく知っているリスク、自分にメリットがある場合、リスク管理者を信頼しているとき ・食の安全には、ゼロリスクの個人的願望（理想）とリスク受入れの社会的規制（現実論）のバランスが重要 ・理想と現実を近づけて不安を小さくするために、信頼できる人（組織）が正しい情報を伝えることが重要 ・理想論の立場からの理想と現実の調停を消費者団体に期待 ・食の安全への関与は、「利害関係者」ではなく「利害共有者」の立場であるべき ・実りある話し合いのための客観的基準として科学が有用。個人差が大きい感情や道徳観は基準となりにくい。

視点	発表者	指摘事項／アドバイス
意見・情報の交換の効率	議論	・消費者の安全意識と関連づけて「デメリット情報」を具体的に伝えることのメリットを明確にすべき ・消費者の情報の判断力を強化するための取組みが重要 ・科学者、専門家に日常の生活者の視点をインプットすることが必要 ・すべて国主催とするのではなく、消費者センター、コミュニティセンター、大学祭などとの連携を検討すべき ・事業者は、消費者の声を単なるクレームとしてではなく、事業者にとってもプラスになる情報として取り上げていこうとする機運をさらに高めていくべき ・都のネットフォーラムなどインターネットを利用したリスクコミュニケーションについて国も可能性を検討すべき ・ステイクホルダーへの情報提供について、国と地方との役割分担についての検討が必要 ・地域に合ったコミュニケーションツール作成を支援すべき ・県民会議等で出された意見・情報の中で、国や他県にも伝える必要のあるものを流通させる仕組みが必要 ・地域で出された意見等が地域の政策にどのように反映されているか、国も情報収集し、結果を周知することを検討すべき ・情報を理解しやすく絞ることと、本質を伝えることを両立するための方法の検討 ・専門的な情報を平易かつ短時間に伝えるための専門性、技術が必要（７分間が限度。オーバーフローに要注意） ・あらかじめ概念のない人に説明を試みて効果を見ることも重要 ・消費者が自分なりの基準で責任を持って、選択できるよう、そのために必要な情報について聞かれたら、応えられるように、情報公開すべき ・メディア、専門家、市民の考え方にはズレがあるので、照合する機会を設けてはどうか（マスコミの報道の仕方と消費者の反応など） ・リスクアセッサーとリスクマネージャーとのコミュニケーションの過程すべてをオープンにするべきか懸念（結果を公開していくことが重要） ・科学的なリスク評価にコスト、ベネフィット、パフォーマンスの概念を入れるべきか懸念 ・専門家とそうではない人との間で、リスクに対する認識に違いがあり、それが、疑問や不信感につながっているのではないか

視点	発表者	指摘事項／アドバイス
意見・情報の交換の効率	議論	・同じリスクに対しても、人の価値判断は状況によって変わる。とくに科学的推論の不確実性が議論になることが多い ・消費者の自立のために必要なことは何か ・消費者団体が担う役割とは何か ・諸外国と我が国との対策が異なる場合に、「管理の同等性」と「食品そのものの安全性の同等性」のいずれを評価することが妥当なのか ・食の安全、健康につながる施策のためには、食品そのものだけではなく、環境、栄養など、広い分野にわたる整備が必要 ・国から提供する情報が、人々に印象的に伝わるような工夫を考えてはどうか（特に、優位性を強調した宣伝等との比較において） ・政府が出した情報について、情報提供の前後で、その認知率のチェックなどをしてはどうか